

令和7年度第5回袖ヶ浦市総合計画審議会 会議録

1 開催日時 令和8年3月10日（火）午後2時00分開会

2 開催場所 市役所北庁舎3階会議室

3 出席委員

会 長	石戸 光	委 員	若林 和秀
委 員	陣野 正美	委 員	葛田 加奈恵
委 員	高野 隆晃	委 員	川島 浩
委 員	石井 旭	委 員	高橋 明
委 員	松井 洋美	委 員	岩本 巧
委 員	越路 武史	委 員	伊豆 和代
委 員	長谷川 和幸	委 員	早川 智
委 員	長沼 眞		

(欠席委員)

副会長	田島 則之	委 員	太田 信之
委 員	江野澤 吉克	委 員	阿子島 祐子
委 員	金井 要		

4 出席職員

市 長	粕谷 智浩	副主幹	對馬 宗久
企画政策部長	千田 和也	主査	篠宮 正訓
企画政策部次長	森 和博	副主査	石井 麻美
企画政策課副参事	地曳 雅樹	主任主事	川島 伶

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

6 議 題

- (1) 袖ヶ浦市総合計画第3期実施計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果について
- (2) 袖ヶ浦市総合計画第3期実施計画について（諮問）
- (3) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る地域再生計画の策定について
- (4) その他

7 議 事

事務局（地曳副参事）

本日は、ご多用の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。
ただいまから令和7年度第5回袖ヶ浦市総合計画審議会を開催いたします。

はじめに、新たに就任されました方に辞令の交付を行います。

お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立いただき、辞令をお受け取り
ください。

（市長より辞令交付）

事務局（地曳副参事）

次に、会議開催にあたりまして、粕谷市長よりご挨拶を申し上げます。

粕谷市長

（市長挨拶）

事務局（地曳副参事）

続きまして、石戸会長よりご挨拶をいただきます。

石戸会長

（石戸会長挨拶）

事務局（地曳副参事）

次に、袖ヶ浦市総合計画第3期実施計画について、諮問を行います。
粕谷市長、石戸会長、よろしく願いいたします。

粕谷市長

（諮問書の朗読）

石戸会長

承りました。

事務局（地曳副参事）

市長でございますが、他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

事務局（地曳副参事）

それでは会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

事前に送付した資料といたしまして、6点の資料を郵送しております。

また、本日机上に配付しております資料について、1点の資料を配付しております。

本日の会議の成立について、ご報告いたします。

本日の審議会は、委員20名中15名の出席をいただいております。

袖ヶ浦市総合計画条例第14条第2項の規定により、出席者数が委員の過半数の定足数に達しておりますので、本審議会が成立しておりますことをご報告させていただきます。

なお、田島 則之 副会長、江野澤 吉克 委員、金井 要 委員、太田 信之 委員、阿子島 祐子 委員につきましては、欠席の旨の連絡をいただいております。

続きまして、会議の公開及び傍聴について説明いたします。

この会議につきましては、袖ヶ浦市附属機関等の会議の公開に関する要綱第3条の規定により公開となります。

本日の審議会は、傍聴の申込みはありませんでした。

また、会議録につきましては、発言者の氏名を記載、要点筆記により作成し、委員の皆様にご確認をいただいた後、市のホームページおよび市政情報室で公開いたします。

それでは、ここからの進行は、袖ヶ浦市総合計画条例第14条第1項の規定により、会長が議長となりますので、石戸会長、よろしく願いいたします。

石戸会長

それでは、袖ヶ浦市総合計画条例に基づき、議長を務めさせていただきます。

皆様のご協力をお願いいたします。

議題1 袖ヶ浦市総合計画第3期実施計画(案)に係るパブリックコメントの実施結果についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（森次長）

（議題1 資料に基づき説明）

石戸会長

ただいまの事務局からの説明にご質問、ご意見がありましたら発言をお願いいたします。

早川委員

整理番号の2について、バス事業者に要望してまいります、という市の考え方についてどのくらい期待してよいのでしょうか。ダイヤ改正によりかなりの込み具合になっています。金田バスターミナルから乗車する人が乗れないという状況もあります。要望についてどのくらい期待していいのか、わかれば教えてください。

事務局（森次長）

バス事業者は現在、深刻な運転手不足となっており、増便は厳しい状況となっていることを伺っております。ただし、市といたしても増便、若しくは最低でも現在の便数を維持してほしいと考えておりますので、増便については厳しい状況と認識していますが、今後も要望はさせていただきます。

石戸会長

運転手不足は避けられない部分ではありますが、ぜひ要望は続けていただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。

高野委員

整理番号1の市役所周辺の県道87号の改善について、対応区分がDということですが、この前の市議会でもやはり同じような質問が議員の方から、また教育委員会でも話題になり、昭和小学校や奈良輪小学校の児童たちがこの道路を通行しています。皆さんもご承知のとおり歩道が狭く、長浦駅方面に向かってもほとんど歩道が確保されていない中で、子どもたちは通学路として使っていなくても遊びに行ったりするときには使う道路であります。4トン車が当たり前のように走行している状況で交通事故が起きないということが不思議であって危険性が高いと思います。安心のまちをつくるにあたって、この道路はメイン道路だと私は思いますので、ぜひ県に働きかけていただいて、何らかの安全対策をしていただきたく要望いたします。対応区分がDですが、関係部署に申し伝えるときは強い意見があるということを伝えてほしいと思います。

事務局（森次長）

地元自治会からも要望をいただいておりますので、引き続き県に要望してまいります。

石戸会長

他にいかがでしょうか。

ご意見、ご質問はないようですので、質疑を終了します。

以上で、議題1を終了いたします。

次に、議題2 袖ヶ浦市総合計画第3期実施計画について（諮問）を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（森次長）

（議題2について説明）

石戸会長

こちらの議題が先ほど市長から諮問されました案件となります。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら発言をお願いいたします。

高野委員

第3期実施計画案の修正箇所対照表にある「認知症対応型共同生活介護の整備」について、応募がなかったのが8年度から9年度に変更したと説明がありました。この応募がなかったという点についてももう少し詳しく聞かせて欲しいと思います。例えば、問い合わせはあったのか、興味関心を示す事業者がいなかったのか、令和9年度はどのような見込みとなっているのでしょうか。

事務局（森次長）

介護保険課が担当しており、いくつかの事業所に声掛けをしたが、応募に繋がらなかったと伺っておりますが、サービス量としては必要ですので引き続き働きかけを行い、令和9年度に整備ということで進めていきたいと考えております。

高野委員

事業所との話し合いの中で、応募しない理由を聞いていると思いますので、事業所も納得する形となるように柔軟に検討していただければと思います。来年も同じような答えであると、結局この課題については先送りしたままになるのではないかと思います。この認知症対応型の整備は喫緊の問題だと思いますので、働きかけを行い、お互いがWin-Winの関係となるようにしていただければと思います。

石戸会長

実情が採算的のところであるのか、それとも需要がないと判断しているのか、いろいろなケースがあり得ると思いますので、ぜひその辺りを把握し、効果的に

事業が実施できるようにしてください。

他にいかがでしょうか。

高野委員

教育委員会の関係で不登校に対する政策がありました。教育総合センターでは「のぞみ学級」が運営されていますが、実情を聞くとオーバーフローしている状況です。不登校は、全国的に年々増えており、その増加率も急激な伸びを示しています。この前の教育委員会の中で話がありましたが、中学生よりも小学生の不登校率が上がっており、いじめなどの消極的な理由で不登校になるというわけではなく、ただ単に学校に行きたくないという理由もあるようです。以前のように学校に無理やり行かせるという考え方は間違っており、子どもたちの教育を充実させようと先生たちは頑張っています。不登校が増えている中で、「のぞみ学級」を運営するスタッフも、私が見る限り、もっと増やさなければならないし、子どもたちの居場所を広げていくことが大事ではないかと思います。もちろん、教育委員会の中でも話をしていますが、総合計画の中でも力を入れていただいて、これも喫緊の問題であり、できるだけ多くの子どもたちが袖ヶ浦市の教育で育つという環境づくりを行っていただきたく要望いたします。

事務局（森次長）

実施計画に位置付けをしておりますので、状況を踏まえ、行政評価の中でも課題などを併せて評価し、措置できるようにしていきたいと思っております。

石戸会長

教育の多様化という側面からのご対応のほどよろしく願いいたします。

他にいかがでしょうか。

早川委員

資料2の41ページ交通安全対策についてですが、私は昭和小学校で評議員をしております。先日交通事故の報告を2件受けました。ゼブラゾーンで信号機のない横断歩道の前では一時停止することが一般的な交通ルールとなっていますが、実際に守っている方はそんなに多くありません。道路に表示するように働き掛けてもらえるのか、それとも警察の問題になってしまうのか、教えていただけますか。先ほどの話のありました県道87号線は昭和小学校では以前から問題になっていて、今回の交通事故報告は青信号で渡っているときの事案だったのですが、市内には信号機のない横断歩道が多数あると思います。他県でのニュースですが、小学生が信号機のない横断歩道での一時停止率を調べて、市であるのか、警察であるのか、わかりませんが話をしたところ、ゼブラゾーンの前に停止表示をしてもらったということを知ったことがありますので、もし市内で広

めていくのであれば、この場で働きかけてもらえるのか、それとも別の方法となるのか、教えていただきたいです。

事務局（森次長）

横断歩道は、基本的に警察、公安委員会が設置しているものになります。この先に横断歩道があるということを知らせるダイヤのマークは警察が線を引いているものです。ただし、この先横断歩道があるとか、横断者がいるとか、そのような表示は道路管理者である土木管理部門に確認したいと思います。また、市でもゼブラストップ運動の周知啓発を行っておりますので力を入れていきたいと考えております。

早川委員

ゼブラストップはいろいろなところで周知されていますが、その辺りを広げていっていただければと思います。

石戸会長

千葉県内の別の市の話ですが、自治会において議論がなされて横断歩道の前に黄色い旗を設置することになったという話がありました。自治会だけでなく、保護者が登校のときに輪番制で見守るということもできます。いずれにしても公安委員会が中心だということですが、市としてもできることがございましたら、その観点を広げていっていただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。

越路委員

資料2の36、37ページ「文化芸術・文化財」についてですが、市内に伝わる文化財の調査研究を進め、適切な記録と保存を行います、とありますが、この保存作業は誰が行うのでしょうか。市の職員がやるのか、もしくは袖ヶ浦市の中の民間企業の中でもハンディキャップを持った方たちの雇用などいろいろな雇用の形態があり、そういった企業と連携してやることもアイデアではないかと思えますし、実際にそういうことを行っている自治体もあると聞いています。その辺りを検討されたらいかがかと思えますが、どのような計画になっているのか、お聞きします。

事務局（森次長）

市の職員と会計年度任用職員を雇用して行っていると伺っております。

高野委員

ハンディキャップを持つ人たちが参画してもよいのではないかと、ということ

に対してはいかがでしょうか。

事務局（森次長）

どういう作業を行うのかという点について把握をしておりませんので、ご意見があったということを担当課に伝えたいと思います。

越路委員

資料のコピーを取るなど、いろいろな作業がある中で、外注できることもあると思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

石戸会長

他にいかがでしょうか。

長沼委員

資料の51ページ「海岸・護岸、水門施設維持管理事業」で、「緊急時の水門施設操作体制の検討」という記載が8年度から10年度にありますが、どのように行っていきたいのか、例えば消防団員がやるのか、機械式でやるのか、自動的に閉まるようにするのか、詳細がわからないので、その方向性についてお聞きします。

事務局（森次長）

水門施設を管理しているのは土木管理課になりますが、基本的にリモート操作ができるようにしたいという考えでございます。ただし、リモート操作する場合に電気が使える状況なのか、使えない場合、消防団員や地域の方とかと一緒に取り組むのかなどの課題を8年度から9年度に整理した上で、10年度に強化するというところで考えております。

長沼委員

現状はどうであるのか、お聞きします。

事務局（森次長）

現在は、地域の方や近隣の方に水門の操作をお願いしています。ただし、実際に災害の危険が及ぶときにそのやり方でよいのかなどの検討課題がありますので、8年度、9年度で整理をした上で、10年度にリモート化するのかどうかということを考えてまいります。

石戸会長

他にいかがでしょうか。

長谷川委員

資料の50ページに「飯富29号線」などと記載されていますが、どこ資料を見ればその路線が29号線であるかわかるのでしょうか。防災マップなど一般的に公表されている図面の中に書き込みがあるのか、資料の中でこの路線は何号線であるかわかるとイメージが付きやすいのではないかと思います。そういう資料はあるのでしょうか。

事務局（森次長）

こちらの資料の元となっている計画で道路網整備計画があり、市ホームページでも公表しております。この計画の中では具体的に何年度にどの路線ということと、併せて位置図も記載させていただいております。実施計画の表中ですとわかりにくいと思いますが、場所としましては、のぞみ野から下って根形小学校へ向かうあたりの歩道で土地改良を行った場所になります。

石戸会長

他にいかがでしょうか。

葛田委員

資料の33ページ「中学校部活動地域展開推進事業」ですが、すでに平川中学校では8年度に一部の部活動では受け入れをしなくなっており、9年度には全部の部活動が受け入れをしなくなると言われていますが、それに対して受け入れできるクラブチームがほぼない状況です。このスピード感で子どもの受け入れはこれから一体どうなっていくのか、すごく心配な点であり、今も市外のクラブチームを探している状況ですが、その点についてどのようになっているのかお聞きします。

事務局（森次長）

現在、スポーツ振興課が認定地域クラブを増やす取り組みをしておりますが、なかなか改善が難しい状況です。担当課にはご意見があったことをお伝えさせていただきます。

石戸会長

他にいかがでしょうか。

高野委員

資料の33ページの小中学校体育館空調設備設置事業で体育館への空調設備が8年度実施設計、9年度、10年度で実施設計、工事と記載があります。また

その下の学校環境整備事業で学校施設照明のLED化の推進と記載されていますが、これは実施という考え方でよろしいでしょうか。今年度の補正予算で実施していくという話も聞いていますが、この推進という言葉の意味合いを教えてください。また、空調設備とLED化は全12校をこの3年間で計画的に実施するという解釈でよいのか教えてください。

事務局（森次長）

まず体育館の空調設備設置事業ですが、現時点では、令和8年度に実施設計を3校程度行うと聞いており、9年度にその3校の工事を行い、また同じく9年度に2校の実施設計を行い、10年度に2校の工事を実施していくこととなります。中学校は部活動があることと、中学校から先に避難所が開設される状況になっていますので、第3期実施計画の期間中に中学校を行い、次の計画で小学校という形で進めていく予定です。

次に、学校環境整備事業についてですが、おっしゃるとおり今年度の補正予算でLED化を一部進めていくことにしており、8年度に工事を行う予定となっております。LED化は最終的に令和12年度までということになっておりますので、そこを目指して整備をまいります。

石戸会長

他にいかがでしょうか。

越路委員

資料41ページの防犯対策事業について、これまでもいろいろとお聞きしていますが、8年度から10年度にかけてすべて同じコメントになっています。実施計画は3か年で計画を立てているので、その中の段階的なプロセスを資料作成にあたっては整理されるともっとよいものになると思います。3年間全部同じコメントであることは、少し改善が必要かなと思います、お伝えさせていただきました。

事務局（森次長）

実施計画の場合、継続的に実施する事業があり、また、各年度における実施内容がわかりにくいかもしれませんが、具体的に表記することが難しい部分がありますので、このような表記にさせていただいております。また、進行管理については、はもう少し細かい事業シートにより行っていく予定であります。

石戸会長

他にいかがでしょうか。

事務局（森次長）

先ほどの長谷川委員の質疑について補足いたします。市のホームページにある「そでマップ」の中の市道認定道路図を開きますと路線名を確認できるようになっております。

石戸会長

他にいかがでしょうか。

松井委員

資料26ページの生活困窮者自立支援事業について、袖ヶ浦市の困窮者の方の割合はどのくらいでしょうか。生活困窮者の方の収入がどのくらいであるのかなどの基準はありますか。

事務局（森次長）

生活保護で申し上げますと、給付について単身世帯で10万円程度などの基準がありますが、生活困窮者は生活保護の受給に至らない人なども含まれてくると思いますので、窓口相談などで具体的に判断されると思いますが、数値については手元に資料がないので正確にお答えできません。

石戸会長

厚生労働省等の資料があると思いますのでそちらでぜひご確認いただければと思います。

他にいかがでしょうか。

他にないようであれば、先ほど申し上げましたように本審議会の答申として一任いただけましたら、これまでの皆様からのご意見を踏まえまして、会長、副会長で答申を作成したいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議等なし）

それでは、異議なしとさせていただき、会長、副会長で作成いたしまして市長へ答申させていただきます。

なお、市長へ答申いたしました文書につきましては、後ほど事務局から郵送させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、以上で議題2を終了いたします。

次に、議題3 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る地域再生計画の策定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（森次長）
（議題3について説明）

石戸会長

地方創生という観点から企業版のふるさと納税が機能することは本当によいことではないかと思えます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら発言をお願いいたします。

高野委員

資料の8ページ④寄附の金額の目安について、102億円となっていますが、何社を見込んでいますか。

事務局（森次長）

件数は決まっておりません。この算出方法については、先ほどご説明したように袖ヶ浦市の標準財政規模が大体177億円程度となり、その10%までを限度額とするという国の指針がありますので、今回その最大額を見込んで102億円としております。

高野委員

個人のふるさと納税はテレビコマーシャルなどで見かけたりしますが、この企業版ふるさと納税に関しては、どのような形で企業に周知していくのか、教えてください。

事務局（森次長）

企業版ふるさと納税の対象事業者は、本社が袖ヶ浦市内にないことが条件となります。袖ヶ浦市の場合、臨海部等の企業は本社が市外にある企業が多いということもありますので、工場連絡会などご協力をお願いしております。ただし、個人のふるさと納税と違い、直接的な見返りは禁止されておりますので、市の事業にいかん賛同いただくのが重要となりますので、パンフレット等を作成し、市のホームページに掲載しております。

高野委員

工場連絡会以外にも、コンビニエンスストアやドラッグストアなど全国チェーンで展開している店舗などにも働きかけを行っていくのでしょうか。

事務局（森次長）

コンビニエンスストアなどは、フランチャイズなどの経営形態もあるため、どのように働きかけていくのがよいか、検討が必要と考えております。

高野委員

袖ヶ浦市の施策をわかりやすくPRしていただいて、企業から納税してもらえるようにしていただければと思います。

石戸会長

企業側にとって間接的な効果ということは認められていますので、そこをPRすることも一つの方法ではないかと思っておりますのでご検討をよろしくお願いたします。

他にいかがでしょうか。

ないようですので、以上で議題3を終了いたします。

それでは、議題4その他でございますが、委員の皆様の方から何か議題はございますか。

長沼委員

質問になりますが、最近、市道で自転車専用の青いマークが目につくようになりましたが、何の計画に基づいて行っているのか、今後どの程度行っていくのか、教えてください。

事務局（森次長）

市では令和5年6月に自転車活用推進計画を策定しており、その計画の中で整備していく対象路線を定め、順次整備しているところであります。市のホームページにも掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

石戸会長

他にいかがでしょうか。

ないようですので、議題4を終了いたします。

以上で本日予定されました議題は全て終了いたしました。ご協力をいただきありがとうございました。

進行を事務局にお返しいたします。

事務局（地曳副参事）

石戸会長、どうもありがとうございました。

事務局から連絡事項がございます。

会議の始めに説明いたしましたが、本日の審議会は、公開となります。

会議録でございますが、発言者の氏名を記載、要点筆記により作成いたします。

つきましては、会議録の作成にお時間をいただきますが、会議録ができ次第、郵送いたしますので、確認をお願いいたします。

なお、委員の皆様にご確認いただいた後、市のホームページ及び市政情報室で公開いたします。

また、委員皆様の任期が令和8年3月31日までとなっております。この2年間、委員の皆様には大変お世話になりました。どうもありがとうございました。今後とも市政運営にご協力いただければ幸いです。

本日は、長時間に渡り、ご審議いただきありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第5回袖ヶ浦市総合計画審議会を閉会いたします。

令和7年度 第5回袖ヶ浦市総合計画審議会
次 第

日 時：令和8年3月10日（火）

午後2時から

場 所：袖ヶ浦市役所

北庁舎3階会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 議 題

(1) 袖ヶ浦市総合計画第3期実施計画（案）に係るパブリックコメントの実施
結果について

(2) 袖ヶ浦市総合計画第3期実施計画について（諮問）

(3) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る地域再生計画の策定につ
いて

(4) その他

5 閉 会

袖ヶ浦市総合計画第3期実施計画（案）に係る意見の募集結果について

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和7年12月20日（土）～令和8年1月19日（月）
- (2) 提出者数・意見数 1人・2件
- (3) 意見の分類と市の対応状況

対応区分		件数
A	意見を反映し、原案を修正したもの	0件
B	意見の趣旨・考え方が既に原案に盛り込まれているもの	1件
C	意見を反映しないで、原案どおりとしたもの	0件
D	その他の意見、今後の市政の参考とするもの等	1件

2 意見の概要と市の考え方

整理番号	ページ	意見の概要	対応区分	意見に対する市の考え方
1	P.49	〔道路・河川全般〕 市役所周辺の県道87号について、歩道幅員が狭く、一部区間ではベビーカーの通行が困難となっているため、改善をお願いしたい。	D	いただいたご意見は、千葉県の関係部署へ申し伝えさせていただきます。
2	P.54	〔公共交通－高速バス利便性向上事業〕 神奈川県や東京都への通勤支援として、バス事業者に袖ヶ浦駅発着の高速バスの増便を要望してはいかがか。	B	いただいた意見も踏まえて、高速バスの利便性向上について、バス事業者へ要望してまいります。

●袖ヶ浦市第3期実施計画（案）の修正箇所対照表

		修正後					修正前				
P. 20	事業名	事業内容	事業概要			事業名	事業内容	事業概要			
			8年度	9年度	10年度			8年度	9年度	10年度	
	私立保育施設等整備助成事業	袖ヶ浦市こども計画に基づき、民間事業者による小規模保育事業所等の施設整備費の一部を助成することで、子育て環境の整備を推進します。	児童数の確認等	私立小規模保育事業所の施設整備への助成	児童数の確認等	私立保育施設等整備助成事業	袖ヶ浦市子育て応援プランに基づき、民間事業者による小規模保育事業所等の施設整備費の一部を助成することで、子育て環境の整備を推進します。	児童数の確認等	私立小規模保育事業所の施設整備への助成	児童数の確認等	
P. 28	事業名	事業内容	事業概要			事業名	事業内容	事業概要			
			8年度	9年度	10年度			8年度	9年度	10年度	
	介護保険サービス事業所整備事業	要介護認定者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護サービス基盤を整備します。		認知症対応型共同生活介護の整備 (1施設)		介護保険サービス事業所整備事業	要介護認定者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護サービス基盤を整備します。	認知症対応型共同生活介護の整備 (1施設)			
P. 33	事業名	事業内容	事業概要			事業名	事業内容	事業概要			
			8年度	9年度	10年度			8年度	9年度	10年度	
	中学校部活動地域展開推進事業【実計新規】	学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を創出するため、地域クラブづくりを推進します。また、持続的な地域クラブ運営をするために地域人材の確保を図ります。	地域人材の確保 認定地域クラブの設置 学校との連携による部活動数の精査 市民への啓発	地域人材の確保 認定地域クラブの設置 学校との連携による部活動数の精査 市民への啓発	地域人材の確保 認定地域クラブの設置 学校との連携による部活動数の精査 市民への啓発	中学校部活動地域展開推進事業【新規】	学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障するため、地域クラブづくりを推進します。また、持続的な地域クラブ運営をするために地域人材の確保を図ります。	地域人材の確保 行政主導型地域クラブ・認定型地域クラブの設置 学校との連携による部活動数の精査 市民への啓発	地域人材の確保 行政主導型地域クラブ・認定型地域クラブの設置 学校との連携による部活動数の精査 市民への啓発	地域人材の確保 行政主導型地域クラブ・認定型地域クラブの設置 学校との連携による部活動数の精査 市民への啓発	
P. 33	事業名	事業内容	事業概要			事業名	事業内容	事業概要			
			8年度	9年度	10年度			8年度	9年度	10年度	
	小中学校体育館等空調設備設置事業【新規】	子どもたちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される学校体育館等について、良好な教育環境の整備及び避難所機能の強化を図るため、空調設備を設置します。	体育館への空調設備整備 (実施設計)	体育館への空調設備整備 (実施設計・工事)	体育館への空調設備整備 (実施設計・工事)	小中学校体育館等空調設備設置事業【新規】	子どもたちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される学校体育館等について、良好な教育環境の整備及び避難所機能の強化を図るため、空調設備を設置します。	体育館等空調設備整備に向けた調整・検討	体育館等への空調設備整備	体育館等への空調設備整備	

		修正後					修正前				
P. 33	事業名	事業内容	事業概要			事業名	事業内容	事業概要			
			8年度	9年度	10年度			8年度	9年度	10年度	
	学校環境整備事業	市内小中学校の照明器具のLED化を進め教育環境の整備を図ります。	学校施設照明のLED化の推進	学校施設照明のLED化の推進	学校施設照明のLED化の推進	学校環境整備事業	2027年末での蛍光灯の製造禁止等に伴い、照明器具のLED化を進め教育環境の整備を図ります。	学校施設照明のLED化の推進	学校施設照明のLED化の推進	学校施設照明のLED化の推進	
P. 37	事業名	事業内容	事業概要			事業名	事業内容	事業概要			
			8年度	9年度	10年度			8年度	9年度	10年度	
	地域資料管理活用事業	地域に残された資料(埋蔵文化財、歴史・民俗・産業・自然資料等)を収集・保存するとともに、データベース等の情報を活用して次世代へ継承します。また、文化財のデジタル化を進め、地域資料のデータや調査・研究成果について、ICT等を活用した情報発信をすることにより、地域資料の重要性や価値を明らかにし、市民に公開します。	収蔵資料の保存修復・活用 埋蔵文化財の写真資料デジタルデータ化 『市史研究』の刊行 収蔵資料の調査研究	収蔵資料の保存修復・活用 埋蔵文化財の写真資料デジタルデータ化 『市史研究』の募集 収蔵資料の調査研究	収蔵資料の保存修復・活用 埋蔵文化財の写真資料デジタルデータ化 『市史研究』の刊行 収蔵資料の調査研究	地域資料管理活用事業	地域に残された資料(埋蔵文化財、歴史・民俗・産業・自然資料等)を収集・保存するとともに、データベース等の情報を活用して次世代へ継承します。また、文化財のデジタル化を進め、地域資料のデータや調査・研究成果について、ICT等を活用した情報発信をすることにより、地域資料の重要性や価値を明らかにし、市民に公開します。	収蔵資料の保存修復 埋蔵文化財の写真資料デジタルデータ化 『市史研究』の刊行 収蔵資料の調査研究	収蔵資料の保存修復 埋蔵文化財の写真資料デジタルデータ化 『市史研究』の募集 収蔵資料の調査研究	収蔵資料の保存修復 埋蔵文化財の写真資料デジタルデータ化 収蔵資料の情報公開 『市史研究』の刊行 収蔵資料の調査研究	
P. 48	事業名	事業内容	事業概要			事業名	事業内容	事業概要			
			8年度	9年度	10年度			8年度	9年度	10年度	
	公園緑地管理事業	利用者が快適に過ごせるよう、公園緑地の適正な維持管理を行います。	指定管理者による適正な維持管理の実施 公園施設・樹木の修繕計画の策定、老朽施設の補修・更新や樹木管理の実施 自治会等公園維持管理活動協力団体の募集	指定管理者による適正な維持管理の実施 公園施設・樹木の修繕計画の策定、老朽施設の補修・更新や樹木管理の実施 自治会等公園維持管理活動協力団体の募集	指定管理者による適正な維持管理の実施 老朽施設の補修・更新や樹木管理の実施 自治会等公園維持管理活動協力団体の募集	公園緑地管理事業	利用者が快適に過ごせるよう、公園緑地の適正な維持管理を行うとともに、都市公園を活用し交流人口の拡大及び周辺の地域活性化を図ります。	指定管理者による適正な維持管理の実施 公園施設・樹木の修繕計画の検討、老朽施設の補修・更新や樹木管理の実施 自治会等公園維持管理活動協力団体の募集	指定管理者による適正な維持管理の実施 公園施設・樹木の修繕計画の策定、老朽施設の補修・更新や樹木管理の実施 自治会等公園維持管理活動協力団体の募集	指定管理者による適正な維持管理の実施 老朽施設の補修・更新や樹木管理の実施 自治会等公園維持管理活動協力団体の募集	
P. 50	事業名	事業内容	事業概要			事業名	事業内容	事業概要			
			8年度	9年度	10年度			8年度	9年度	10年度	
	交通安全・円滑化推進事業	地域住民の利便性の向上と歩行者や自転車の安全を確保するため、対策工事を実施します。	自転車通行空間整備工事 道路詳細設計委託(今井坂戸線) 渋滞対策の検討(中袖南袖線)	自転車通行空間整備工事 道路改良工事(今井坂戸線) 道路詳細設計委託(中袖南袖線)	自転車通行空間整備工事 道路改良工事(今井坂戸線) 道路詳細設計委託(中袖南袖線)	交通安全・円滑化推進事業	地域住民の利便性の向上と歩行者や自転車の安全を確保するため、対策工事を実施します。	自転車通行空間整備工事	自転車通行空間整備工事 道路詳細設計委託 渋滞対策の検討	自転車通行空間整備工事 道路改良工事 渋滞対策の検討	

		修正後				修正前				
P. 51	事業名	事業内容	事業概要			事業名	事業内容	事業概要		
			8年度	9年度	10年度			8年度	9年度	10年度
	河川維持管理事業	近年の気候変動により頻発化、激甚化する豪雨の被害を軽減させるため、河川を適正に維持管理するとともに、ため池の浚渫により雨水貯留機能を回復させ、河川への流出量を調整することで浸水被害の軽減を図ります。	百々目堰浚渫実施設計委託 百々目堰浚渫に係る路線測量委託	百々目堰浚渫工事	百々目堰浚渫工事	河川維持管理事業	近年の気候変動により頻発化、激甚化する豪雨の被害を軽減させるため、河川を適正に維持管理するとともに、ため池の浚渫により雨水貯留機能を回復させ、河川への流出量を調整することで浸水被害の軽減を図ります。	百々目堰浚渫実施設計委託	百々目堰浚渫工事	百々目堰浚渫工事
P. 51	事業名	事業内容	事業概要			事業名	事業内容	事業概要		
			8年度	9年度	10年度			8年度	9年度	10年度
	海岸・護岸、水門施設維持管理事業	本市の管理する海岸・護岸施設及び水門施設について、適正な維持管理を行います。	海岸・護岸施設の点検・調査 緊急時の水門施設操作体制の検討	海岸・護岸施設の点検・調査 緊急時の水門施設操作体制の検討	海岸・護岸施設の点検・調査 緊急時の水門施設操作体制の強化	海岸・護岸、水門施設維持管理事業	本市の管理する海岸・護岸施設及び水門施設について、適正な維持管理を行います。	海岸・護岸施設の点検・調査	海岸・護岸施設の点検・調査	海岸・護岸施設の点検・調査
P. 51	事業名	事業内容	事業概要			事業名	事業内容	事業概要		
			8年度	9年度	10年度			8年度	9年度	10年度
	雨水下水道施設整備事業	奈良輪第一排水区のうち雨水下水道施設の未整備区域について、雨水下水道管渠の整備を行うとともに、奈良輪雨水ポンプ場のポンプを増設し、浸水被害の軽減を図ります。また、市民等へ浸水リスクを周知し、日頃から内水による浸水に備えていただくことを目的として、総合ハザードマップへ、内水浸水想定区域図を掲載します。	奈良輪第一排水区 整備に係る費用対効果分析委託	奈良輪第一排水区雨水幹線実施設計委託 奈良輪雨水ポンプ場ポンプ増設実施設計委託 総合ハザードマップの更新(内水浸水想定区域図の反映)	奈良輪第一排水区雨水幹線実施設計委託 奈良輪第一排水区雨水幹線整備工事 奈良輪雨水ポンプ場ポンプ増設工事	雨水下水道施設整備事業	奈良輪第一排水区のうち雨水下水道施設の未整備区域について、雨水下水道管渠の整備を行うとともに、奈良輪雨水ポンプ場のポンプを増設し、浸水被害の軽減を図ります。また、市民等へ浸水リスクを周知し、日頃から内水による浸水に備えていただくことを目的として、総合ハザードマップへ、内水浸水想定区域図を掲載します。	奈良輪第一排水区・福王台第二排水区整備に係る費用対効果分析委託	奈良輪第一排水区雨水幹線実施設計委託 奈良輪雨水ポンプ場ポンプ増設実施設計委託 総合ハザードマップの更新(内水浸水想定区域図の反映)	奈良輪第一排水区雨水幹線実施設計委託 奈良輪第一排水区雨水幹線整備工事 奈良輪雨水ポンプ場ポンプ増設工事
P. 51	事業名	事業内容	事業概要			事業名	事業内容	事業概要		
			8年度	9年度	10年度			8年度	9年度	10年度
	雨水下水道施設長寿命化修繕事業	雨水下水道施設について、ストックマネジメント計画に基づく点検・調査を実施し、適正な維持管理に努めるとともに、ポンプ場施設の改築・更新計画を策定し、長寿命化によるライフサイクルコスト縮減及び改築・更新に係る費用の平準化を図ります。	奈良輪雨水ポンプ場施設点検調査・改築更新計画策定委託 雨水下水道管渠点検調査委託	雨水下水道管渠点検調査委託	雨水下水道管渠点検調査委託	雨水下水道施設長寿命化修繕事業	雨水下水道施設について、ストックマネジメント計画に基づく点検・調査を実施し、適正な維持管理に努めるとともに、ポンプ場施設の改築・更新計画を策定し、長寿命化によるライフサイクルコスト縮減及び改築・更新に係る費用の平準化を図ります。	奈良輪雨水ポンプ場施設点検調査委託 雨水下水道管渠点検調査委託	雨水下水道管渠点検調査委託	雨水下水道管渠点検調査委託

		修正後				修正前				
P. 54	地域公共交通づくり事業	地域住民の交通利便性を確保するため、既存バス路線の運行を維持するとともに、利便性向上を図ります。また、事業者と協力し、地域内の新たな移動手段を確保するための取組を行います。	事業概要			地域公共交通づくり事業	地域住民の交通利便性を確保するため、既存バス路線の運行を維持するとともに、利便性向上を図ります。また、事業者と協力し、地域内の新たな移動手段を確保するための取組を行います。	事業概要		
			8年度	9年度	10年度			8年度	9年度	10年度
			バス路線維持に関する補助金交付 利用促進のPR 事業者との協議 バス路線再編の検討 地域公共交通計画策定調査業務 デマンド交通の本格運行(長浦地区)・実証運行(昭和、根形、平岡、中川・富岡地区) 自動運転バス(レベル2)の運行	バス路線維持に関する補助金交付 利用促進のPR 事業者との協議 バス路線再編の検討 地域公共交通計画作成業務 デマンド交通の本格運行 自動運転バス(レベル4)の運行	バス路線維持に関する補助金交付 利用促進のPR 事業者との協議 バス路線再編の検討 デマンド交通の本格運行 自動運転バス(レベル4)の運行			バス路線維持に関する補助金交付 利用促進のPR 事業者との協議 バス路線再編の検討 地域公共交通計画策定調査業務 デマンド交通の本格運行(長浦地区)・実証運行(昭和、根形、平岡、中川・富岡地区) 自動運転車両の導入調査	バス路線維持に関する補助金交付 利用促進のPR 事業者との協議 バス路線再編の検討 地域公共交通計画作成業務 デマンド交通の本格運行 自動運転車両の導入調査	バス路線維持に関する補助金交付 利用促進のPR 事業者との協議 バス路線再編の検討 デマンド交通の本格運行 自動運転車両の導入調査
P. 57	公共施設カーボンニュートラル推進事業	地球温暖化の防止対策を進めるため、市が率先して温室効果ガス削減に取り組めます。市域全体の温室効果ガス削減のため、地球温暖化対策実行計画に基づくアクションプランにより、各取組を推進します。	事業概要			市役所における温暖化対策事業	地球温暖化の防止対策を進めるため、市が率先して温室効果ガス削減に取り組めます。市域全体の温室効果ガス削減のため、地球温暖化対策実行計画に基づくアクションプランにより、各取組を推進します。	事業概要		
			8年度	9年度	10年度			8年度	9年度	10年度
			市所管施設の温室効果ガス排出量算出 地球温暖化対策実行計画アクションプランの推進 職員研修の実施 公共施設の脱炭素化検討	市所管施設の温室効果ガス排出量算出 地球温暖化対策実行計画アクションプランの推進 職員研修の実施 公共施設の脱炭素化検討	市所管施設の温室効果ガス排出量算出 地球温暖化対策実行計画アクションプランの推進 職員研修の実施 公共施設の脱炭素化検討			市所管施設の温室効果ガス排出量算出 地球温暖化対策実行計画アクションプランの推進 職員研修の実施 公共施設の脱炭素化検討	市所管施設の温室効果ガス排出量算出 地球温暖化対策実行計画アクションプランの推進 職員研修の実施 公共施設の脱炭素化検討	市所管施設の温室効果ガス排出量算出 地球温暖化対策実行計画アクションプランの推進 職員研修の実施 公共施設の脱炭素化検討
P. 63	森林経営管理事業	経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、意欲と能力のある林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進します。	事業概要			森林経営管理事業	経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、意欲と能力のある林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進します。	事業概要		
			8年度	9年度	10年度			8年度	9年度	10年度
			森林経営管理実施 森林整備実行計画策定	森林経営管理実施	森林経営管理実施			森林経営管理実施 森林整備実行計画策定	森林経営管理実施 森林整備実行計画策定	森林経営管理実施 森林整備実行計画策定

		修正後					修正前				
P. 67	事業名	事業内容	事業概要			事業名	事業内容	事業概要			
			8年度	9年度	10年度			8年度	9年度	10年度	
	袖ヶ浦市観光協会活動支援事業	地域経済の活性化と地域文化の維持発展に寄与することを目的に事業を展開することにより、袖ヶ浦市及び周辺地域の地域資源を活用し、自然と都市機能が調和した観光地としての魅力を高め、観光事業の健全な振興を図ります。	観光協会への補助金交付 観光協会運営の支援 観光協会事業活動の周知 広域的な地域回遊性を高める取組の検討・支援 季節に応じたイベント開催の支援 農業・工業・地域団体との協働事業の検討	観光協会への補助金交付 観光協会運営の支援 観光協会事業活動の周知 広域的な地域回遊性を高める取組の支援 季節に応じたイベント開催の支援 農業・工業・地域団体との協働事業の実施	観光協会への補助金交付 観光協会運営の支援 観光協会事業活動の周知 広域的な地域回遊性を高める取組の支援 季節に応じたイベント開催の支援 農業・工業・地域団体との協働事業の実施	袖ヶ浦市観光協会活動支援事業	地域経済の活性化と地域文化の維持発展に寄与することを目的に事業を展開することにより、袖ヶ浦市及び周辺地域の地域資源を活用し、自然と都市機能が調和した観光地としての魅力を高め、観光事業の健全な振興を図ります。	観光協会への補助金交付 観光協会運営の支援 観光協会事業活動の周知 広域的な地域回遊性を高める取組の検討・支援 季節に応じたイベント開催の支援 農業・工業・地域団体との協働事業の検討	観光協会への補助金交付 観光協会運営の支援 観光協会事業活動の周知 広域的な地域回遊性を高める取組の支援 季節に応じたイベント開催の支援 農業・工業・地域団体との協働事業の検討	観光協会への補助金交付 観光協会運営の支援 観光協会事業活動の周知 広域的な地域回遊性を高める取組の支援 季節に応じたイベント開催の支援 農業・工業・地域団体との協働事業の検討	
P. 69	事業名	事業内容	事業概要			事業名	事業内容	事業概要			
			8年度	9年度	10年度			8年度	9年度	10年度	
	自治会支援事業	自治連絡協議会や各地区自治連絡会等の自主活動を支援することで、地域のまちづくりを推進します。また、地域コミュニティの重要性についての意識啓発を行うとともに、市民が自主的かつ主体的に地域活動へ参加しやすい環境づくりを進めます。	自治会運営への支援 自治会への加入促進 自治会未結成地区への働きかけ・結成支援 自治会運営支援 アプリ等の導入 検討	自治会運営への支援 自治会への加入促進 自治会未結成地区への働きかけ・結成支援 自治会運営支援 アプリ等の導入 支援	自治会運営への支援 自治会への加入促進 自治会未結成地区への働きかけ・結成支援 自治会運営支援 アプリ等の導入 支援	自治会支援事業	自治連絡協議会や各地区自治連絡会等の自主活動を支援することで、地域のまちづくりを推進します。また、地域コミュニティの重要性についての意識啓発を行うとともに、市民が自主的かつ主体的に地域活動へ参加しやすい環境づくりを進めます。	自治会運営への支援 自治会への加入促進 自治会未結成地区への働きかけ・結成支援	自治会運営への支援 自治会への加入促進 自治会未結成地区への働きかけ・結成支援	自治会運営への支援 自治会への加入促進 自治会未結成地区への働きかけ・結成支援	

袖ヶ浦市総合計画

第3期実施計画（案）

（令和8年度～令和10年度）

みんなでつくる
人つどい 緑かがやく 安心のまち
袖ヶ浦

目 次

第1部 総論

1	計画の位置付け.....	2
2	策定の趣旨.....	2
3	計画の期間.....	2
4	人口の見通し.....	2
5	財政計画.....	3
6	施策の体系.....	3
7	重点的取組.....	4
8	計画事業数.....	6
9	計画事業費（一般会計）.....	6
	（別表1）財政計画.....	7
	（別表2）施策体系.....	9

第2部 各論

第1章	子育て・健康・福祉.....	18
1	こども・子育て支援.....	19
2	健康づくり・医療.....	21
3	スポーツ.....	23
4	地域福祉.....	25
5	高齢者福祉.....	27
6	障がい福祉.....	29
第2章	教育・文化.....	30
1	学校教育.....	31
2	生涯学習.....	34
3	文化芸術・文化財.....	36
第3章	防災・防犯.....	38
1	防災.....	39
2	防犯・交通安全・消費生活.....	41
3	消防・救急.....	43

第4章	都市形成・都市基盤.....	45
1	都市計画・市街地形成.....	46
2	公園・緑地.....	48
3	道路・河川.....	49
4	下水道.....	52
5	住宅.....	53
6	公共交通.....	54
第5章	環境.....	55
1	環境保全.....	56
2	廃棄物・リサイクル.....	58
第6章	産業.....	60
1	農林業.....	61
2	商工業.....	64
3	観光.....	67
第7章	市民活動.....	68
1	地域コミュニティ.....	69
2	人権・多様性・多文化共生.....	71
第8章	行財政.....	73
1	情報共有・発信.....	74
2	行政運営.....	75
3	財政運営.....	76

第1部 総論

1 計画の位置付け

本計画は、袖ヶ浦市総合計画条例（平成30年条例第1号。以下「条例」という。）に基づき、基本計画に定める施策を実現するための計画であって、個別の事業における年次ごとの取組内容を明らかにするものです。

2 策定の趣旨

本市では、条例に基づき、将来のまちづくりの方向性を示す市の最上位の計画であって、基本構想、基本計画及び実施計画からなる総合計画を策定しています。

このうち、基本構想には、市が目指す将来の姿「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦」を掲げ、基本計画では、これを実現するために本市が取り組むべき具体的な施策について、方向性や目標などを体系的に示しています。

実施計画は、この基本計画に定める施策を実現するために必要な、真に優先度の高い事業を厳選して計画に位置付け、今後3年間の行財政運営の具体的な指針として策定するものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和10年度までの3年間とします。

4 人口の見通し

人口減少社会が到来し、県下の多くの自治体において人口が減少する中、本市においては、これまでの都市基盤整備や子育て支援・教育の充実などの人口流入を図る施策を推進してきた結果、近年の人口は増加傾向で推移していましたが、令和7年度にピークに達し、本計画期間中は横ばいで推移する見込みです。

5 財政計画

財政計画（一般会計）の作成にあたっては、第3期実施計画事業（令和8年度～令和10年度）の実効性と将来にわたる健全財政の維持を念頭に置き、計画期間の総額を歳入、歳出ともに960億4千5百万円と見込みました。

義務的経費の増加や物価高騰等による経常的経費の増加など歳出の増加が見込まれる一方で、歳入の大宗を占める市税収入については、不安定な世界情勢等による影響が不透明であり、楽観視できない状況であることから、今後も厳しい財政運営が続くと見込んでいます。

なお、項目別の内訳は別表1（7頁、8頁）のとおりです。

（1）歳入

歳入においては、歳入の根幹をなす市税のうち、個人市民税は人口動向や賃金上昇などを考慮し、また、固定資産税は家屋の新增築や企業の設備投資の状況などを踏まえるなど、今後の社会経済情勢の変動を見据えながら税目ごとに推計し、市税の総額を498億8千7百万円（対前計画：60億7千4百万円、13.9%増）で見込みました。また、国県支出金等の特定財源については、国や県における補助制度等や今後計画する事業の内容を勘案し財源を見込みました。

（2）歳出

歳出においては、人事院勧告などを踏まえた給与改定に伴い人件費について、199億3千8百万円（対前計画：19億9千1百万円、11.1%増）で見込み、子育て支援や高齢化の進行に対応するためなどの社会保障関係費の増により扶助費を282億5千1百万円（対前計画：85億4千3百万円、43.3%増）で見込むほか、庁舎整備事業等をはじめとするこれまで実施した大型事業の償還金の増と金利の上昇による公債費を59億2千7百万円（対前計画：2億6千8百万円、4.7%増）で見込みました。

6 施策の体系

基本計画では、市が目指す将来の姿の実現に向けて8つの章と28の施策、97の施策の方向性を体系化しており、本計画では、これに基づき別表2（9頁）の施策体系によって、計画事業の具体的な位置付けを行っています。

7 重点的取組

後期基本計画では、「市が目指す将来の姿」や「基本的視点」の実現に向け、「組織を超える」「分野を超える」「世代を超える」「想像を超える」という4つの行動を重視し、その内容を重点的取組として位置付けています。

本計画に位置付けた事業は、この「4つの視点」を踏まえ取り組むことにより、後期基本計画に定める各施策を確実に推進していく計画とします。

(1) 組織を超える

【目的】

市民や地域団体、企業、NPO、大学など様々な主体との協働を促進することで、地域の課題に市民が主体的に対応できる力を育むとともに、行政内部だけで解決することが困難な課題に対応します。これにより、公民連携による公共サービスの質の向上や、新たな価値の創造につながります。

また、自治体間の広域連携を推進することで、人口減少の影響の緩和、広域的に見た人の流れや地域経済の活性化を図り、将来にわたって持続可能で活気あるまちの実現を目指します。

【取組の方向性】

- 多様な連携による地域課題解決
- 公民連携によるインフラやサービスの充実
- 持続可能な行政運営を支える広域連携

(2) 分野を超える

【目的】

市民生活や事業活動などの課題やニーズが複雑化・多様化する中、異なる分野の知識や視点、取組などを組み合わせることにより、包括的かつ効果の高い行政サービスを実現します。

また、分野を超えた連携や人材交流に積極的に取り組むことで、既存の枠組みにとらわれない新たなサービスの提供や、限られた資源の有効活用を促し、持続可能な形で発展し続ける市政運営を目指します。

これにより、市民目線に立ったサービスの提供や、さらなる地域価値の創造につながります。

【取組の方向性】

- 市民目線に立った支援の一元化
- 分野連携による地域価値の創造
- 市役所内の分野を超えた連携

(3) 世代を超える

【目的】

少子高齢化が進む中、特定の世代に負担が集中することなく、すべての世代が支え合い、安心して暮らせる環境を整備することで、持続可能な地域社会や行政運営の実現を目指します。

また、世代や価値観、ライフスタイルなどの多様性を尊重し合い、自分らしい暮らしの実現と、それぞれの力を発揮できる環境を整備することで、地域の活力につながります。

そして、ふるさとを大切に思う気持ちを育てるとともに、自然環境や伝統・文化など地域の魅力を将来の世代に継承します。

【取組の方向性】

- 多世代交流の促進
- 多世代が安心して暮らせるコミュニティ形成
- 産業を支える次世代育成
- 次世代につなぐまちづくり

(4) 想像を超える

【目的】

既存の枠組みや過去の事例にとらわれず、自由な発想や技術の進化を活かすことで、市民の想像を超える行政サービスの実現や、事業者などの挑戦を応援します。

また、「袖ヶ浦らしさ」を改めて見つめ直し、訪れたいくなる、住みたいくなる、住み続けたいくなるまちづくりや企業立地を進めることで、市民生活の質の向上や地域経済の活性化を図ります。

【取組の方向性】

- アイデアと対話から生まれる地域デザイン
- デジタルを活用した行政サービス改革
- 地域や企業のイノベーション支援
- 持続可能なプロモーション

8 計画事業数

本計画に登載される計画事業は141事業で、各施策分野別及び性質別における計画事業数は次のとおりです。

(1) 施策分野別の計画事業数

➤第1章 子育て・健康・福祉	33事業
➤第2章 教育・文化	22事業
➤第3章 防災・防犯	15事業
➤第4章 都市形成・都市基盤	27事業
➤第5章 環境	11事業
➤第6章 産業	17事業
➤第7章 市民活動	8事業
➤第8章 行財政	8事業
(合計141事業)	

(2) 性質別の計画事業数

➤ 継続事業	⇒ 124事業	新規事業	⇒ 17事業
➤ ソフト事業	⇒ 105事業	ハード事業	⇒ 36事業
➤ 一般会計	⇒ 135事業	特別会計	⇒ 6事業
➤ 地方創生総合戦略事業	⇒ 69事業		

9 計画事業費（一般会計）

本計画の一般会計事業費は、総額151億7千3百万円、歳出全体に占める割合は15.8%になるものと見込みました。

また、一般会計事業費のうち一般財源充当額は84億9千8百万円で、事業費の56%になります。

各施策分野別における事業費は次のとおりです。

➤第1章 子育て・健康・福祉	40億5千2百万円
➤第2章 教育・文化	20億2百万円
➤第3章 防災・防犯	9億4千8百万円
➤第4章 都市形成・都市基盤	43億2千8百万円
➤第5章 環境	8億6千5百万円
➤第6章 産業	25億4千4百万円
➤第7章 市民活動	4千円
➤第8章 行財政	3億9千4百万円

(別表1) 財政計画 (一般会計)

1 歳入

区 分	項 目	計画期間 (令和8年度～令和10年度)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)
1	市税	49,887	51.9%
2	地方譲与税	1,070	1.1%
3	利子割交付金	68	0.1%
4	配当割交付金	234	0.2%
5	株式等譲渡所得割交付金	264	0.2%
6	法人事業税交付金	477	0.5%
7	地方消費税交付金	5,419	5.6%
8	ゴルフ場利用税交付金	294	0.3%
9	自動車取得税交付金	0	0.0%
10	環境性能割交付金	0	0.0%
11	地方特例交付金	388	0.4%
12	地方交付税	90	0.1%
13	交通安全対策特別交付金	18	0.0%
14	分担金及び負担金	531	0.6%
15	使用料及び手数料	1,416	1.5%
16	国庫支出金	18,319	19.1%
17	県支出金	8,707	9.1%
18	財産収入	147	0.2%
19	寄附金	330	0.3%
20	繰入金	2,213	2.3%
21	繰越金	900	1.0%
22	諸収入	2,127	2.2%
23	市債	3,146	3.3%
	合 計	96,045	100%

※小数点の四捨五入関係で、構成比の合計が合わない場合があります。

2 歳 出








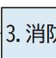


区 分	項 目	計画期間（令和8年度～令和10年度）	
		金額（百万円）	構成比（%）
1	人件費	19,938	20.7%
2	扶助費	28,251	29.4%
3	公債費	5,927	6.2%
義務的経費計（1+2+3）		54,116	56.3%
4	物件費	18,681	19.5%
5	維持補修費	540	0.5%
6	補助費等	7,749	8.1%
7	繰出金	6,731	7.0%
8	普通建設事業費	6,576	6.9%
9	災害復旧事業費	0	0.0%
10	積立金	495	0.5%
11	投資、出資金及び貸付金	857	0.9%
12	予備費	300	0.3%
合 計		96,045	100%
	うち計画事業費	15,173	15.8%
	うち投資的事業費	5,313	5.5%
	うち経常的事業費	9,860	10.3%

※小数点の四捨五入関係で、構成比の合計が合わない場合があります。

(別表2) 施策体系

市が目指す将来の姿	章	施策
みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦	第1章 未来を育む、安心と希望のまちづくり 【子育て・健康・福祉】	1. こども・子育て支援 2. 健康づくり・医療 3. スポーツ 4. 地域福祉 5. 高齢者福祉 6. 障がい福祉
	第2章 豊かな心とふるさとの文化を育むまちづくり 【教育・文化】	1. 学校教育 2. 生涯学習 3. 文化芸術・文化財
	第3章 安全・安心な暮らしを守るまちづくり 【防災・防犯】	1. 防災 2. 防犯・交通安全・消費生活 3. 消防・救急
	第4章 都市と自然が調和した住みやすいまちづくり 【都市形成・都市基盤】	1. 都市計画・市街地形成 2. 公園・緑地 3. 道路・河川 4. 下水道 5. 住宅 6. 公共交通
	第5章 環境にやさしいまちづくり 【環境】	1. 環境保全 2. 廃棄物・リサイクル
	第6章 地域の魅力を活かしたにぎわいのあるまちづくり 【産業】	1. 農林業 2. 商工業 3. 観光
	第7章 みんながつながり互いに尊重しあえるまちづくり【市民活動】	1. 地域コミュニティ 2. 人権・多様性・多文化共生
	第8章 時代の変化を捉えた効果的なまちづくり【行財政】	1. 情報共有・発信 2. 行政運営 3. 財政運営

章	施策	施策の方向性
<p>第1章</p> <p>未来を育む、安心と希望のまちづくり 【子育て・健康・福祉】</p>	<p>1. こども・子育て支援</p>	<p>(1) 結婚・妊娠・出産に向けた支援の充実</p> <p>(2) こどもや子育て世帯への支援の充実</p> <p>(3) 幼児教育・保育サービスの充実</p> <p>(4) 安心して産み育てられる子育て環境の整備</p>
		
	<p>2. 健康づくり・医療</p>	<p>(1) 健康づくりへの支援</p> <p>(2) 疾病の予防・早期発見・早期治療に向けた取組の推進</p> <p>(3) 感染症対策の推進</p> <p>(4) 地域医療提供体制の確保</p>
		
	<p>3. スポーツ</p>	<p>(1) 地域スポーツ・レクリエーション活動の推進</p> <p>(2) スポーツ・レクリエーション施設等の環境整備</p> <p>(3) スポーツツーリズムの推進</p>
		
	<p>4. 地域福祉</p>	<p>(1) 地域の連携・身近な交流の場づくり</p> <p>(2) 重層的支援体制の充実</p> <p>(3) 各地区における福祉活動への支援</p> <p>(4) 経済的に困難を抱える市民の生活基盤の安定と自立の促進</p>
		
		
	<p>5. 高齢者福祉</p>	<p>(1) 介護予防と健康づくりの推進</p> <p>(2) 住み慣れた地域での生活支援</p> <p>(3) 地域で支え合う仕組みづくりの推進</p>
		
	<p>6. 障がい福祉</p>	<p>(1) 障がいのある人の地域生活支援の推進</p> <p>(2) 障がいのある人を支える生活環境の整備</p> <p>(3) 権利擁護の推進</p>
		

章	施策	施策の方向性	
<p>第2章 豊かな心とふるさとの文化を育むまちづくり 【教育・文化】</p>	1. 学校教育	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生きる力を育む学校教育の推進 (2) 一人ひとりを大切にする教育の推進 (3) 地域や家庭に開かれた学校づくりの推進 (4) 教育基盤の向上 	
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習の充実 (2) 社会教育の充実 (3) 青少年の健全育成活動の拡充 	
	2. 生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化芸術活動の推進 (2) 郷土の歴史と文化財の保存・活用 	
		3. 文化芸術・文化財	
	<p>第3章 安全・安心な暮らしを守るまちづくり 【防災・防犯】</p>	1. 防災	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災対策の強化 (2) 地域における防災力の強化 (3) 災害応急・復旧対策の充実
			2. 防犯・交通安全・消費生活
			<ul style="list-style-type: none"> (1) 防犯対策の推進 (2) 地域におけるボランティア（自主防犯組織・防犯指導員・交通安全協会）の強化 (3) 交通安全の推進 (4) 消費者保護対策の推進 (5) 消費者意識の醸成
			3. 消防・救急
			<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防・救急体制の充実 (2) 救急に対する意識の向上 (3) 火災予防の推進
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防・救急体制の充実 (2) 救急に対する意識の向上 (3) 火災予防の推進 	
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防・救急体制の充実 (2) 救急に対する意識の向上 (3) 火災予防の推進 	
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防・救急体制の充実 (2) 救急に対する意識の向上 (3) 火災予防の推進 	
		<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防・救急体制の充実 (2) 救急に対する意識の向上 (3) 火災予防の推進 	

章	施策	施策の方向性
<p>第4章 都市と自然が調和した 住みやすいまちづくり 【都市形成・都市基盤】</p>	<p>1. 都市計画・市街地形成</p> 	<p>(1) 計画的なまちづくりの推進</p> <p>(2) 市街地整備の促進</p> <p>(3) 内陸部の活性化</p> <p>(4) 良好な景観形成</p>
	<p>2. 公園・緑地</p>   	<p>(1) 公園・緑地の整備・適正管理</p> <p>(2) 公園・緑地を活用した交流機会の創出</p>
	<p>3. 道路・河川</p>  	<p>(1) 都市計画道路及び市道の整備</p> <p>(2) 道路ストックの適正管理</p> <p>(3) 広域幹線道路等の整備促進</p> <p>(4) 河川等の適正管理</p> <p>(5) 雨水排水施設や海岸・護岸施設の整備、適正管理</p>
	<p>4. 下水道</p>  	<p>(1) 下水道施設の適正管理</p> <p>(2) 下水道事業の経営基盤の強化</p>
	<p>5. 住宅</p>   	<p>(1) 空家等対策の推進</p> <p>(2) 良質な住環境の確保</p> <p>(3) 住宅セーフティネットの形成</p>
	<p>6. 公共交通</p>  	<p>(1) 拠点間及び地域間を移動しやすい公共交通ネットワークの形成</p> <p>(2) 広域アクセスの利便性向上</p> <p>(3) 地域全体で支える公共交通の構築</p>

章	施策	施策の方向性
第5章 環境にやさしいまちづくり 【環境】	1. 環境保全 	(1) 地球温暖化対策の推進 (2) 快適で安全に生活できる環境の維持 (3) 自然環境の保全と共生 (4) 環境保全意識の向上
	2. 廃棄物・リサイクル 	(1) ごみの減量化・再資源化の推進 (2) ごみ処理の適正化 (3) し尿処理の適正化 (4) 廃棄物の不法投棄等の防止
第6章 地域の魅力を活かした にぎわいのあるまちづくり 【産業】	1. 農林業 	(1) 農業経営体制の強化 (2) 農地環境対策の推進 (3) 高付加価値農業の推進 (4) 農業と触れ合う機会の拡大 (5) 森林環境譲与税を活用した森林整備
	2. 商工業 	(1) 活力ある商業の推進 (2) 力強い工業の推進 (3) 中小企業の支援 (4) 雇用の促進と人材確保 (5) 就業機会の拡大 (6) 就労環境の充実
	3. 観光 	(1) 観光振興に向けた体制づくり (2) 観光地としての魅力づくり (3) 観光情報の発信・充実

章	施策	施策の方向性	
<p>第7章 みんながつながり互いに尊重しあえるまちづくり 【市民活動】</p>	<p>1. 地域コミュニティ</p>  	<p>(1) 市民の地域コミュニティへの参加促進</p> <p>(2) 地域コミュニティの活動と連携の促進</p> <p>(3) 地域コミュニティとの協働推進</p>	
	<p>2. 人権・多様性・多文化共生</p>         	<p>(1) 人権擁護の推進</p> <p>(2) 男女共同参画・ジェンダー平等の推進</p> <p>(3) 多文化共生・国際交流の推進</p>	
	<p>第8章 時代の変化を捉えた効果的なまちづくり 【行財政】</p>	<p>1. 情報共有・発信</p> 	<p>(1) 市政情報発信の充実</p> <p>(2) 広聴活動の推進</p> <p>(3) シティプロモーションの展開</p>
		<p>2. 行政運営</p> 	<p>(1) 効率的な行政運営</p> <p>(2) 人材の確保・育成</p> <p>(3) 広域行政の安定化</p> <p>(4) 情報化社会における情報セキュリティ対策の実施</p>
		<p>3. 財政運営</p>    	<p>(1) 持続可能な財政運営</p> <p>(2) 公共施設等の活用・見直し</p>

自治体経営に求められる新たな視点「SDGs」

SDGs (Sustainable Development Goals の略) とは、「持続可能な開発目標」を指す言葉で、平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 年 (2030 年) を期限とする国際目標です。SDGs は、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。

この SDGs を達成するための取組が日本を含め各国で進められており、地方自治体においても、各種計画の策定や方針の決定にあたっては SDGs の理念を最大限反映させることが重要となっています。こうした観点から、「袖ヶ浦市総合計画」においても、各施策と SDGs の各目標との関連性を明確化するとともに、各施策の推進を通じて、SDGs の達成に貢献していきます。

SDGs の 17 の目標

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び子供の能力強化を行う</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		

第2部 各論

第2部 各論の見方

第1章 子育て・健康・福祉

1 こども・子育て支援

【目指すまちの姿】

- 「家庭」「地域」「行政」の三者が協働し、地域全体でこどもや子育て家庭を支援することで、こどもの笑顔がかがやき、安心して子育てできる環境となっています。
- 次代を担うこどもが明るい未来を思い描き、多様な人々と関わることで、自らの可能性を広く伸ばすことのできる力を育てる教育・保育環境が整えられています。

▶【目指すまちの姿】は、令和7年度に策定した後期基本計画における、後期基本計画期間満了時(令和13年度)に目指すまちの姿について掲載しています。

【施策の方向性】

(1) 結婚・妊娠・出産に向けた支援の充実

- ・結婚に向けた相談支援の充実や、結婚を望む人へ出会いの場を創出します。
- ・妊娠から出産・子育てまで切れ目のない相談支援体制を充実するとともに、不妊治療を受けやすい環境を整備します。

(2) こどもや子育て世帯への支援の充実

- ・妊娠期から子育て期までそれぞれの段階に対応した専門職による相談支援、産前産後期における支援、子育て世帯への経済的支援など、こどもや子育て世帯の状況に応じた支援の充実を図ります。
- ・子育てに関する情報が必要な時期に届き、必要なサービスが受けられるよう、情報発信に努めます。
- ・子どもたちが自分の意思で意見を言うことができ、その意見を社会全体で尊重し、叶える仕組みづくりを推進します。

▶【施策の方向性】は、後期基本計画における6年間(令和8～13年度)の施策の方向性について掲載しています。

(3) 幼児教育・保育サービスの充実

- ・幼稚園、保育所、認定こども園における共通指針として定めた「幼児教育カリキュラム」を活用し、質の高い幼児教育・保育を提供するとともに、各施設と連携を深め、小学校への滑らかな接続を推進します。
- ・保護者の多様な保育ニーズに応えるため、保育サービスの充実を図るとともに、将来を見据えた幼児教育・保育施設等の適正な量の確保に努めます。

(4) 安心して産み育てられる子育て環境の整備

- ・子育て支援センターの運営支援等により、地域における子育て支援環境の充実を図ります。
- ・放課後児童クラブについて、運営の支援を行うとともに、将来を見据えた施設の適正な量の確保に努めます。
- ・こどもが安全に安心して過ごし、遊ぶことができる居場所について、既存施設の活用も含め、確保に取り組みます。

▶【事務事業の位置づけ】は、施策の方向性を踏まえて、市が第3期実施計画の期間(令和8～10年度)に予定する具体的な事務事業について、その内容を記載しています。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
結婚応援事業	結婚を希望する方々に出会いの機会を提供するとともに、結婚に対する意識の醸成を図るため、結婚相談や婚活イベント等を実施し、結婚に向けた支援を行います。	婚活セミナーの開催 婚活イベントの実施 結婚相談所への登録促進	婚活セミナーの開催 婚活イベントの実施 結婚相談所への登録促進	婚活セミナーの開催 婚活イベントの実施 結婚相談所への登録促進	地域コミュニティ課
こども家庭センター運営事業	市民が安心して子育てができるように、妊娠から出産・子育て期の家庭の不安や悩みに寄り添い、切れ目ない支援を行います。	専門職による妊娠から出産・子育てまでの相談・支援の実施 医療・福祉・教育等関係機関との連携強化	専門職による妊娠から出産・子育てまでの相談・支援の実施 医療・福祉・教育等関係機関との連携強化	専門職による妊娠から出産・子育てまでの相談・支援の実施 医療・福祉・教育等関係機関との連携強化	子育て支援課

※ 事業名の末尾に【新規】が記された事業は、第3期実施計画で新たに取組を行うものです。

※ 事業名の末尾に【実計新規】が記された事業は、これまでも取り組んでいたものを新たに計画に位置付けて行うものです。

※ 担当課は令和8年4月1日時点の組織になります。

第1章 子育て・健康・福祉

第1章 子育て・健康・福祉

1 こども・子育て支援

【目指すまちの姿】

- 「家庭」「地域」「行政」の三者が協働し、地域全体でこどもや子育て家庭を支援することで、こどもの笑顔がかがやき、安心して子育てできる環境となっています。
- 次代を担うこどもが明るい未来を思い描き、多様な人々と関わることで、自らの可能性を広く伸ばすことのできる力を育てる教育・保育環境が整えられています。

【施策の方向性】

(1) 結婚・妊娠・出産に向けた支援の充実

- ・結婚に向けた相談支援の充実や、結婚を望む人へ出会いの場を創出します。
- ・妊娠から出産・子育てまで切れ目のない相談支援体制を充実するとともに、不妊治療を受けやすい環境を整備します。

(2) こどもや子育て世帯への支援の充実

- ・妊娠期から子育て期までそれぞれの段階に対応した専門職による相談支援、産前産後期における支援、子育て世帯への経済的支援など、こどもや子育て世帯の状況に応じた支援の充実を図ります。
- ・子育てに関する情報が必要な時期に届き、必要なサービスが受けられるよう、情報発信に努めます。
- ・こどもたちが自分の意思で自由に意見を言うことができ、その意見を社会全体で尊重し、叶える仕組みづくりを推進します。

(3) 幼児教育・保育サービスの充実

- ・幼稚園、保育所、認定こども園における共通指針として定めた「幼児教育カリキュラム」を活用し、質の高い幼児教育・保育を提供するとともに、各施設と連携を深め、小学校への滑らかな接続を推進します。
- ・保護者の多様な保育ニーズに応えるため、保育サービスの充実を図るとともに、将来を見据えた幼児教育・保育施設等の適正な量の確保に努めます。

(4) 安心して産み育てられる子育て環境の整備

- ・子育て支援センターの運営支援等により、地域における子育て支援環境の充実を図ります。
- ・放課後児童クラブについて、運営の支援を行うとともに、将来を見据えた施設の適正な量の確保に努めます。
- ・こどもが安全に安心して過ごし、遊ぶことができる居場所について、既存施設の活用も含め、確保に取り組みます。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
結婚応援事業	結婚を希望する方々に出会いの機会を提供するとともに、結婚に対する意識の醸成を図るため、結婚相談や婚活イベント等を実施し、結婚に向けた支援を行います。	婚活セミナーの開催 婚活イベントの実施 結婚相談所への登録促進	婚活セミナーの開催 婚活イベントの実施 結婚相談所への登録促進	婚活セミナーの開催 婚活イベントの実施 結婚相談所への登録促進	地域コミュニティ課
こども家庭センター運営事業	市民が安心して子育てができるように、妊娠から出産・子育て期の家庭の不安や悩みに寄り添い、切れ目のない支援を行います。	専門職による妊娠から出産、子育てまでの相談・支援の実施 医療・福祉・教育等関係機関との連携強化	専門職による妊娠から出産、子育てまでの相談・支援の実施 医療・福祉・教育等関係機関との連携強化	専門職による妊娠から出産、子育てまでの相談・支援の実施 医療・福祉・教育等関係機関との連携強化	こども家庭センター

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
支援対象児童等見守り事業【新規】	支援が必要な児童等の家庭が孤立しないように、民間団体のアウトリーチによる見守りを行うとともに、要保護児童対策地域協議会と連携し、支援に繋がります。	民間団体等による訪問 要保護児童対策地域協議会等との連携	民間団体等による訪問 要保護児童対策地域協議会等との連携	民間団体等による訪問 要保護児童対策地域協議会等との連携	こども家庭センター
私立保育施設等整備助成事業	袖ヶ浦市こども計画に基づき、民間事業者による小規模保育事業所等の施設整備費の一部を助成することで、子育て環境の整備を推進します。	児童数の確認等	私立小規模保育事業所の施設整備への助成	児童数の確認等	子育て支援課
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】	令和8年4月から新たに全国で展開される乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)において、当市の利用児童の受け皿の確保と保護者への制度の周知及び利用を促進し、全ての子育て家庭に対して、働き方やライフスタイルにかかわらず形で支援を行います。	私立教育、保育施設事業者への制度の周知・提供体制の確保 保護者への制度周知・利用の促進 公立保育所での実施 私立保育施設の運営支援	私立教育、保育施設事業者への制度の周知・提供体制の確保 保護者への制度周知・利用の促進 公立保育所での実施 私立保育施設の運営支援	私立教育、保育施設事業者への制度の周知・提供体制の確保 保護者への制度周知・利用の促進 公立保育所での実施 私立保育施設の運営支援	子育て支援課 保育幼稚園課
多様なニーズに応じた保育サービス事業	児童を持つ保護者が安心して子育てできるよう、多様なニーズに対応した一時預かり、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など各種保育サービスを実施していきます。	一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育、病後児保育の実施・PR	一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育、病後児保育の実施・PR	一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育、病後児保育の実施・PR	保育幼稚園課 子育て支援課
放課後児童クラブ支援事業	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に、放課後等の適切な遊びと生活の場を提供するため、民設の放課後児童クラブへの助成と公設の放課後児童クラブの運営を行います。	補助金の交付指定管理者による運営 指定管理者の選定手続き(奈良輪小学校区)	補助金の交付指定管理者による運営	補助金の交付指定管理者による運営	子育て支援課
放課後児童クラブ施設整備事業【実計新規】	奈良輪小学校の学級数の増加に対応するため、公設により放課後児童クラブ会館を建設し、校舎内で運営する放課後児童クラブを移転します。	放課後児童クラブ会館建設工事(奈良輪小学校区) 放課後児童クラブの開所			子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	児童を持つ保護者が安心して子育てできるよう、子育て支援センターを運営する私立保育施設へ助成するとともに、「そでがうらこども館」の運営を行います。	そでがうらこども館での子育て支援 私立保育所での子育て支援センターの運営支援 ホームページ、広報などを通じての子育て支援センターの周知	そでがうらこども館での子育て支援 私立保育所での子育て支援センターの運営支援 ホームページ、広報などを通じての子育て支援センターの周知	そでがうらこども館での子育て支援 私立保育所での子育て支援センターの運営支援 ホームページ、広報などを通じての子育て支援センターの周知	保育幼稚園課 子育て支援課

2 健康づくり・医療

【目指すまちの姿】

- 市民一人ひとりが心身の健康に関心を持ち、健康づくりに主体的に取り組むことにより、健やかに暮らすことができています。
- 症状に合った適切な医療サービスを受けることができ、安心して暮らせるための医療提供体制が確保されています。

【施策の方向性】

(1) 健康づくりへの支援

- ・健康的で持続可能な食環境等の実現に向けて、関係課及び関係機関、地域のボランティア等と連携、協力しながら各種事業を推進します。
- ・健康づくり施策と介護予防を一体的に実施することで、市民の健康の保持増進を目指します。

(2) 疾病の予防・早期発見・早期治療に向けた取組の推進

- ・各種疾病の早期発見・早期治療に向けて、各種検（健）診を確実に実施し、循環器疾患、糖尿病等の生活習慣病予防及び改善に向けた保健指導を実施します。

(3) 感染症対策の推進

- ・感染症を予防するための定期予防接種や日常生活における感染予防策の推進を図るとともに、新型インフルエンザ等の新興感染症に迅速に対応するための体制づくりに努めます。

(4) 地域医療提供体制の確保

- ・安心して医療サービスが受けられるよう、関係機関等と連携し、初期医療や救急医療体制の確保に努めるとともに、大規模災害発生時等に迅速に応急救護を行うための体制の確保に努めます。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
歯科疾患予防事業	う蝕予防のためのフッ化物洗口の実施に関する取組を行います。 歯科疾患予防のための歯科保健指導等、地域における口腔保健の推進に資する取組を行います。	歯科相談の実施 歯科健康教育の実施 集団フッ化物洗口の実施	歯科相談の実施 歯科健康教育の実施 集団フッ化物洗口の実施	歯科相談の実施 歯科健康教育の実施 集団フッ化物洗口の実施	健康推進課
食生活改善推進事業 【実計新規】	住民と行政のパイプ役を担うボランティア団体とともに地域住民の食生活の改善・健康づくりに取り組みます。 子どもから高齢者まで生涯を通じた食育を推進し、健康づくりの担い手として、自然と健康になれる食環境の整備に取り組みます。	調理講習会の実施 高校等における食育の実施 健診等を活用した食育の実施 小売店等との連携事業の実施	調理講習会の実施 高校等における食育の実施 健診等を活用した食育の実施 小売店等との連携事業の実施	調理講習会の実施 高校等における食育の実施 健診等を活用した食育の実施 小売店等との連携事業の実施	健康推進課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
特定健康診査等事業・特定保健指導事業	生活習慣病の予防・改善のため、特定健康診査等及び特定保健指導を実施します。 健診結果により腎臓病地域連携パスを送付し、かかりつけ医・専門医・市役所が連携して、慢性腎臓病の重症化予防に取り組めます。	特定健康診査の実施(個別・集団) 特定保健指導の実施 生活習慣病及び慢性腎臓病の予防・改善	特定健康診査の実施(個別・集団) 特定保健指導の実施 生活習慣病及び慢性腎臓病の予防・改善	特定健康診査の実施(個別・集団) 特定保健指導の実施 生活習慣病及び慢性腎臓病の予防・改善	保険年金課 健康推進課
感染症対策の推進 【実計新規】	感染症を予防するための定期予防接種の実施や日常生活における感染予防策の取組への啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等の新興感染症発生時に迅速かつ円滑に対応するための体制整備を行います。	定期予防接種の啓発・実施 感染症予防等の啓発 市内医療機関等関係機関との連携・協議	定期予防接種の啓発・実施 感染症予防等の啓発 市内医療機関等関係機関との連携・協議	定期予防接種の啓発・実施 感染症予防等の啓発 市内医療機関等関係機関との連携・協議	健康推進課 こども家庭センター
地域医療提供体制の確保	関係機関と連携し、初期医療や二次救急医療体制の確保に努めるとともに、大規模災害発生時等に迅速に対応を行うための体制の確保に努めます。	初期救急医療の実施・体制の見直し 二次救急医療の実施 君津木更津医師会等関係機関との連携・協議 看護師等修学資金貸付制度の検討 医療の適正利用等の啓発	初期救急医療の実施・体制の見直し 二次救急医療の実施 君津木更津医師会等関係機関との連携・協議 看護師等修学資金貸付制度の実施 医療の適正利用等の啓発	初期救急医療の実施・体制の見直し 二次救急医療の実施 君津木更津医師会等関係機関との連携・協議 看護師等修学資金貸付制度の実施 医療の適正利用等の啓発	健康推進課

3 スポーツ

【目指すまちの姿】

○市民の誰もが、それぞれのライフスタイルに応じてスポーツ・レクリエーションに親しみ、心身ともに健やかな生活を送ることができています。

【施策の方向性】

(1) 地域スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ・「する」「みる」「ささえる」の視点で、市民やスポーツ関係団体等と連携し、みんなが気軽に親しめるスポーツを推進します。
- ・市民の誰もが、それぞれのライフスタイルに応じて、スポーツに親しみ、心身ともに健やかな生活を送ることができる環境を整えます。

(2) スポーツ・レクリエーション施設等の環境整備

- ・スポーツ・レクリエーション活動の拠点である社会体育施設について、適切な維持管理により安全な利用環境を整備します。
- ・臨海スポーツセンターは、地理的特性を踏まえた施設の利活用を検討します。
- ・健康づくり支援センターは、施設の利用状況等を踏まえ、引き続き運営方針等のあり方を検討します。

(3) スポーツツーリズムの推進

- ・「みるスポーツ」「するスポーツ」など、スポーツを通じた交流人口の増加を図り、地域活性化につなげていきます。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
総合型地域スポーツクラブ活性化事業	市民誰もが、それぞれのライフスタイルに応じて、スポーツに親しみ、心身ともに健やかな生活を送ることができる環境を整えるため、総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。 さらに、袖ヶ浦市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会と連携したイベントを開催します。	活動助成金の交付 市クラブ連絡協議会と連携したイベントの開催 クラブ内の種目数を増やす取組	活動助成金の交付 市クラブ連絡協議会と連携したイベントの開催 クラブ内の種目数を増やす取組	活動助成金の交付 市クラブ連絡協議会と連携したイベントの開催 クラブ内の種目数を増やす取組	スポーツ振興課
eスポーツ推進事業【新規】	市民の誰もが、それぞれのライフスタイルに応じて、スポーツに親しみ、心身ともに健やかな生活を送ることができるようにするとともに、多世代交流を促進するため、eスポーツを体験する機会を提供します。	eスポーツの体験会等(高齢者学級含む)の実施 今後の事業展開の検討 世代間交流イベントの試行実施	eスポーツの体験会等(高齢者学級含む)の実施 世代間交流イベントの開催	eスポーツの体験会等(高齢者学級含む)の実施 世代間交流イベントの開催	スポーツ振興課 高齢者支援課 各交流センター

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
臨海スポーツセンター地域拠点利活用事業 【実計新規】	地域の拠点である臨海スポーツセンターの施設自体の老朽化の改善を行うとともに、立地エリアの活性化に効果が高い手法で新たな複合型施設の整備を検討し、地域の賑わいの創出を図ります。	利活用方法の検討	利活用方法の検討	利活用方法の基本方針決定	スポーツ振興課 政策秘書課
スポーツツーリズム推進事業	プロスポーツ等の公式戦等を誘致し、質の高いスポーツを「みる」機会を提供することにより、スポーツに対する意識を醸成します。 さらに、市外の学校等によるスポーツ合宿を誘致することにより、市外からの利用者や来訪者の増加を図るとともに、来訪者へ市の魅力等をPRし、地域の活性化を図ります。	プロスポーツ大会、各種スポーツ大会等の支援・誘致 スポーツ合宿の誘致	プロスポーツ大会、各種スポーツ大会等の支援・誘致 スポーツ合宿の誘致	プロスポーツ大会、各種スポーツ大会等の支援・誘致 スポーツ合宿の誘致	スポーツ振興課

4 地域福祉

【目指すまちの姿】

○市民・地域・行政の連携による福祉活動の支え合いの仕組みや、重層的な支援体制が整うことで、市民誰もが安心して自分らしい生活を地域で送ることができています。

【施策の方向性】

(1) 地域の連携・身近な交流の場づくり

・地域の多様な主体が一体となった支え合い・助け合い活動を促進するため、連携・交流の場である拠点（サロン等）の整備や、地域の交流の場となるこども食堂の運営支援などに取り組みます。

(2) 重層的支援体制の充実

・複雑化・複合化した課題を抱えた相談者に対し、複数の分野を横断する課題に対応するための包括的な支援体制を整備します。

(3) 各地区における福祉活動への支援

・各地区の福祉活動において中心的役割を担う地区社会福祉協議会の活動を支援します。
・ボランティア活動を支援し、地域活動の活性化を図ります。

(4) 経済的に困難を抱える市民の生活基盤の安定と自立の促進

・経済的に困難を抱える市民に対する相談体制を充実させるとともに、就労支援の体制も充実させ、自立に向けた包括的な支援を行います。
・世代間で貧困を連鎖させないため、生活困窮世帯のこどもに対する学習支援及び保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を図ります。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
身近な交流の場づくり推進事業	身近な地域において、高齢者、子育て中の親子等が孤立しないよう交流できる場（サロン）づくりや、地域の特性に合わせた活動の実施などを支援し、地域福祉推進の基盤づくりを進めます。	活動の支援 未開設地域での開設に向けた取組	活動の支援 未開設地域での開設に向けた取組	活動の支援 未開設地域での開設に向けた取組	地域福祉課
重層的支援体制整備事業	地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①包括的相談支援事業、②参加支援事業、③地域づくり事業を柱とし、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援を一体的に実施します。	重層的支援会議の開催 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の充実	重層的支援会議の開催 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の充実	重層的支援会議の開催 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の充実	地域福祉課 障がい福祉課 高齢者支援課 こども家庭センター
成年後見制度利用促進体制整備推進事業	認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある方の権利擁護のため、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるように体制整備を行います。また、財産の管理等に支障がある方に代わって、家庭裁判所に後見人等選任のための申立手続や利用に係る援助を行います。	成年後見制度に関する広報啓発活動 権利擁護人材の育成	成年後見制度に関する広報啓発活動 権利擁護人材の育成	成年後見制度に関する広報啓発活動 権利擁護人材の育成	地域福祉課 高齢者支援課 障がい福祉課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行います。また、関係機関との連絡調整を行うとともに、相談支援及び就労支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。	相談及び支援の実施 支援調整会議の開催 重層的支援体制整備事業との連携	相談及び支援の実施 支援調整会議の開催 重層的支援体制整備事業との連携	相談及び支援の実施 支援調整会議の開催 重層的支援体制整備事業との連携	地域福祉課
終活情報登録事業【新規】	高齢者等が自らの意思を的確に伝達し、希望に沿った終末期の医療、円滑な死後事務等の実現につなげるため、緊急連絡先や終活に係る生前契約等の終活関連情報をあらかじめ登録することで、病気、事故等により自力で意思表示ができなくなったとき、又は死亡したときに、警察、消防、医療機関やあらかじめ指定した親族、友人等に登録情報を伝達します。	終活情報登録事業の開始 周知活動の実施	終活情報登録事業の充実 周知活動の実施	終活情報登録事業の充実 周知活動の実施	地域福祉課 高齢者支援課

5 高齢者福祉

【目指すまちの姿】

○地域の实情に応じた介護予防の取組や生活支援サービスの充実などにより、ふれあいとささえあいの中で、高齢者がいきいきと安心して生活することができています。

【施策の方向性】

(1) 介護予防と健康づくりの推進

- ・地域住民、医療・介護関係者、NPO法人、民間事業者等、地域の関係者と連携を図り、生活機能の低下により支援が必要な高齢者を把握します。
- ・高齢者が要介護状態になることの予防及び要介護状態となっても重度化を防ぐための介護予防の取組を推進します。

(2) 住み慣れた地域での生活支援

- ・地域包括ケアシステムの中核を担う基幹型地域包括支援センターや各地区地域包括支援センターが連携して行う包括的な支援体制の充実を図ります。
- ・高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険サービス提供体制の充実を図ります。
- ・介護人材の確保・定着を図るため、研修受講や資格取得を支援します。

(3) 地域で支え合う仕組みづくりの推進

- ・住民主体による、高齢者の生活支援・介護予防活動の充実を図るとともに、多様な活動を支援することにより高齢者の社会参加を促進します。
- ・認知症の方とその家族が安心して生活していくことができるよう、地域住民等の認知症に対する理解を深めるとともに、認知症の方や単身世帯などの高齢者を地域で見守る体制の整備を推進します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
一般介護予防事業	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく自立した生活を送れるよう、介護予防や重度化防止のための取組に関する普及啓発を行います。また、自主的に活動を行う団体へ補助金交付やリハビリ専門職等との連携による活動支援を行います。	各種介護予防事業の実施(eスポーツ実証事業含む) 介護予防活動団体への活動支援(補助金交付等)	各種介護予防事業の実施(eスポーツ事業の実施含む) 介護予防活動団体への活動支援(補助金交付等)	各種介護予防事業の実施(eスポーツ事業の実施含む) 介護予防活動団体への活動支援(補助金交付等)	高齢者支援課
介護人材確保育成支援事業	介護保険サービスの安定的な提供を行うため、市内介護サービス事業所等に従事する人材の確保及び職場への定着と育成を支援します。	補助金の交付 介護職員初任者研修受講費用補助 介護支援専門員資格取得費用補助 主任介護支援専門員研修受講費用補助 介護支援専門員等更新研修・再研修補助	補助金の交付 介護職員初任者研修受講費用補助 介護支援専門員資格取得費用補助 主任介護支援専門員研修受講費用補助 介護支援専門員等更新研修・再研修補助	補助金の交付 介護職員初任者研修受講費用補助 介護支援専門員資格取得費用補助 主任介護支援専門員研修受講費用補助 介護支援専門員等更新研修・再研修補助	高齢者支援課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
介護保険サービス事業所整備事業	要介護認定者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護サービス基盤を整備します。		認知症対応型共同生活介護の整備 (1施設)		高齢者支援課
高齢者移動支援事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、移動手段の確保が困難な高齢者の移動を支援します。	事業周知 高齢者タクシー利用券の助成 事業対象者の検討	事業周知 高齢者タクシー利用券の助成 事業対象者の検討・事業のあり方の検討	事業周知 高齢者タクシー利用券の助成 見直しを反映した事業の実施	高齢者支援課
地域包括支援センターによる相談体制の充実	地域包括ケアシステムの深化・推進を進める中核的機関を担う地域包括支援センターを安定的に運営し、増加する高齢者人口への対応、また複雑化する高齢者に関する相談体制の充実を図ります。	地域包括支援センター運営業務委託の継続 基幹型地域包括支援センターによる後方支援や情報共有	地域包括支援センター運営業務委託の更新に向けた準備 基幹型地域包括支援センターによる後方支援や情報共有	地域包括支援センター運営業務委託の更新 基幹型地域包括支援センターによる後方支援や情報共有	高齢者支援課
生活支援体制整備事業	住民同士の助け合いやNPO等多様な主体による生活支援サービスの充実を図り、地域における支え合いの体制づくりを進めます。	生活支援サービス等の担い手養成と活動支援 高齢者のニーズと生活支援サービス等のマッチング 民間企業等による活動の創出検討	生活支援サービス等の担い手養成と活動支援 高齢者のニーズと生活支援サービス等のマッチング 民間企業等による活動の創出	生活支援サービス等の担い手養成と活動支援 高齢者のニーズと生活支援サービス等のマッチング 民間企業等による活動継続支援	高齢者支援課
「新しい認知症観」の普及事業	令和6年1月に認知症基本法が施行され、認知症の人が尊厳を守りながら住み慣れた地域で暮らしていけるよう「新しい認知症観」の普及啓発、認知症の人との共生社会の実現を図るための取組を進めます。	認知症の普及啓発に関する各種事業の実施 チームオレンジの活動支援	認知症の普及啓発に関する各種事業の実施 チームオレンジの活動支援	認知症の普及啓発に関する各種事業の実施 チームオレンジの活動支援	高齢者支援課

6 障がい福祉

【目指すまちの姿】

○障がいの有無にかかわらず、すべての人が協力し尊重し合える共生社会を築くことにより、障がいのある人が、安心して、自分らしく生活を送ることができています。

【施策の方向性】

(1) 障がいのある人の地域生活支援の推進

- ・障がいのある人やその保護者等からの多様な相談に応じ、必要な情報提供や助言等の支援を行います。
- ・障がいのある人の複雑、多様化する支援ニーズや課題に適切に対応するため、基幹相談支援センターを中核とした地域の相談支援体制の充実を図ります。
- ・障がいのある人が安心して働くことができるよう、地域での就業を支援します。

(2) 障がいのある人を支える生活環境の整備

- ・障がいのある人が地域で自分らしく生活を送ることができるよう、日常生活に関する支援を行います。

(3) 権利擁護の推進

- ・障がいのある人への虐待の未然防止や障がいを理由とする差別の解消に向けた意識啓発を推進します。
- ・判断能力の不十分な方の権利や財産を守る成年後見制度の利用促進を図ります。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
相談支援事業	障がいのある人が日常生活又は社会生活を営むことができるよう相談支援を行います。障がい者等への支援体制の整備を図るため「地域総合支援協議会」の活動を行います。地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」に専門的な職員を配置し、障がい者の生活を地域全体で支えるための体制を整え、他分野と連携し、複合的な課題を抱えた市民に対し相談支援を行います。	障害者相談支援・基幹相談支援センターの運営 地域総合支援協議会の運営 支援	障害者相談支援・基幹相談支援センターの運営 地域総合支援協議会の運営 支援	障害者相談支援・基幹相談支援センターの運営 地域総合支援協議会の運営 支援	障がい福祉課
療育支援事業	発達面等が気になる未就学児等に、有資格者による相談支援、心理、言語、運動機能に関する療育支援を行います。障がい・子育て・保育・教育の分野で連携し、適切な支援を実施することで、発達課題への対応や基本的な生活能力の向上を図ります。	療育支援の実施	療育支援の実施	療育支援の実施	障がい福祉課
成年後見制度利用支援事業 【実計新規】	知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある方が、住み慣れた地域で生活し続けることができるよう、成年後見制度が適切かつ十分に利用されるよう、申し立てや費用助成により利用支援を行います。	相談対応・関係機関連携 申立費用及び報酬助成	相談対応・関係機関連携 申立費用及び報酬助成	相談対応・関係機関連携 申立費用及び報酬助成	障がい福祉課 高齢者支援課 地域福祉課

第2章 教育・文化

第2章 教育・文化

1 学校教育

【目指すまちの姿】

○「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の“生きる力”の育成が図られるとともに、開かれた学校づくりが進むことで、地域と協働した学校づくりがなされています。

【施策の方向性】

(1) 生きる力を育む学校教育の推進

- ・「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善や読書教育、体験活動を推進します。
- ・児童生徒の情報活用能力（情報モラル教育含む）の育成を図ります。

(2) 一人ひとりを大切にする教育の推進

- ・豊かな心の育成と個を大切にされた教育を推進します。
- ・一人ひとりの可能性を最大限伸ばす教育を推進します。

(3) 地域や家庭に開かれた学校づくりの推進

- ・家庭・地域・学校が一体となって、こどもたちの健全育成や学校運営の改善、スポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保に取り組みます。

(4) 教育基盤の向上

- ・児童生徒にとって安全・安心な教育環境の整備を進めます。
- ・教職員が働きやすい環境を整備し、教職員が児童生徒に向き合う時間や教育の質を高める時間の増加を図ります。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
小中学校体験活動推進事業	自然体験活動を通して、感動する心や協調性、思いやり、自主性を培い、心豊かなたくましい児童生徒を育成します。	体験活動推進事業検討委員会による新たな実施方針の検討	新たな実施方針での体験活動の実施及び効果の検証	新たな実施方針での体験活動の実施及び効果の検証	学校教育課
小中学校情報教育推進事業	児童生徒の学習の基盤となる情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワークなど学校のICT環境整備を行い、教科横断的に学習活動の充実に取り組みます。	教育情報化推進計画に基づく情報機器の整備(小学校ソフトウェア等ICT周辺機器更新)	教育情報化推進計画に基づく情報機器の整備(小中学校図書館コンピュータ機器更新、校務用コンピュータ機器更新)	教育情報化推進計画に基づく情報機器の整備(校務支援システム更新)	学校教育課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
小中学校読書教育推進事業	児童生徒の読書意欲を高めるため、学校図書館に学校司書を配置します。 学校図書館の機能を高めて読書教育の推進を図ります。	学校司書の配置による学校図書館の機能向上 図書物流システムの活用	学校司書の配置による学校図書館の機能向上 図書物流システムの活用	学校司書の配置による学校図書館の機能向上 図書物流システムの活用	学校教育課
小学校スクールカウンセラー活用事業	児童・保護者・教職員に対して、専門的な見地から相談・助言を行うため、市内全小学校にスクールカウンセラーを配置します。	スクールカウンセラーによる専門的な見地からの相談・助言	スクールカウンセラーによる専門的な見地からの相談・助言	スクールカウンセラーによる専門的な見地からの相談・助言	学校教育課
小中学校特別支援教員活用事業	通常学級において、障がい及びその傾向のある児童生徒に対して、当該児童生徒の学力や社会性及び基本的な生活習慣の定着を図れるよう、特別支援教員を配置し、学習・生活上の指導・支援を行います。	特別支援教員による学習・生活上の指導・支援	特別支援教員による学習・生活上の指導・支援	特別支援教員による学習・生活上の指導・支援	学校教育課
小中学校基礎学力向上支援教員配置事業	学力の個人差解消を図るため、教員免許状を有する講師を配置して、個に応じたきめ細かな指導を行います。	基礎学力向上支援教員による個に応じたきめ細かな指導	基礎学力向上支援教員による個に応じたきめ細かな指導	基礎学力向上支援教員による個に応じたきめ細かな指導	学校教育課
外国語教育支援事業	外国語指導助手の派遣により、外国語(英語)によるコミュニケーションの機会を児童生徒に確保します。 ALTコーディネーター派遣による適切な授業支援を行います。	外国語指導助手の派遣 ALTコーディネーターによる授業支援 ALTの研修等による指導力向上 外国語教育推進会議の開催	外国語指導助手の派遣 ALTコーディネーターによる授業支援 ALTの研修等による指導力向上 外国語教育推進会議の開催	外国語指導助手の派遣 ALTコーディネーターによる授業支援 ALTの研修等による指導力向上 外国語教育推進会議の開催	総合教育センター
教育相談事業	学校不適応や不登校に悩む児童・生徒、子育てに悩む保護者を対象に、相談活動を充実させ、助言や支援を行います。	電話相談、来所相談の実施 医療機関と連携した教育相談の実施	電話相談、来所相談の実施 医療機関と連携した教育相談の実施	電話相談、来所相談の実施 医療機関と連携した教育相談の実施	総合教育センター

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
教育支援教室運営事業	人間関係等に悩み不登校となった児童・生徒が、社会の一員として自立していくための基礎を身に付ける場として、教育支援教室「のぞみ学級」を運営します。	教育支援教室の運営 担任との面談、保護者面談 親の会の開催	教育支援教室の運営 担任との面談、保護者面談 親の会の開催	教育支援教室の運営 担任との面談、保護者面談 親の会の開催	総合教育センター
子どもを育む、学校・家庭・地域連携事業	学校支援ボランティアを育成しながら、その活用を図ります。また、地域に開かれた学校を目指して、学校の情報を発信します。	学校支援ボランティアの研修会・募集周知の実施	「子育ての提言」のチラシ・リーフレット、「がうらっ子の心得」のポスターの作成・配布 学校支援ボランティアの研修会・募集周知の実施	「子育ての提言」のチラシ・リーフレット、「がうらっ子の心得」のポスターの作成・配布 学校支援ボランティアの研修会・募集周知の実施	学校教育課
中学校部活動地域展開推進事業【実計新規】	学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を創出するため、地域クラブづくりを推進します。また、持続的な地域クラブ運営をするために地域人材の確保を図ります。	地域人材の確保 認定地域クラブの設置 学校との連携による部活動数の精査 市民への啓発	地域人材の確保 認定地域クラブの設置 学校との連携による部活動数の精査 市民への啓発	地域人材の確保 認定地域クラブの設置 学校との連携による部活動数の精査 市民への啓発	学校教育課 スポーツ振興課
小中学校体育館空調設備設置事業【新規】	子どもたちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される学校体育館について、良好な教育環境の整備及び避難所機能の強化を図るため、空調設備を設置します。	体育館への空調設備整備（実施設計）	体育館への空調設備整備（実施設計・工事）	体育館への空調設備整備（実施設計・工事）	教育総務課
学校環境整備事業	市内小中学校の照明器具のLED化を進め教育環境の整備を図ります。	学校施設照明のLED化の推進	学校施設照明のLED化の推進	学校施設照明のLED化の推進	教育総務課

2 生涯学習

【目指すまちの姿】

○市民が主体的に生涯学習に取り組んだ成果が豊かな地域づくりに活かされるとともに、青少年を地域全体で育み、健やかに成長できる環境が整っています。

【施策の方向性】

(1) 生涯学習の充実

- ・市民のニーズに応じた各種講座や講演会に加えて、こどもへの理解を深める家庭教育、地域課題をテーマとした学習機会など多様な生涯学習の場を提供します。
- ・図書館では、利用状況や利用者のニーズ、社会情勢等も考慮し、リスキングを含めた情報や資料提供による学習支援など、利用者に合わせてサービスの充実を図ります。

(2) 社会教育の充実

- ・地域活動を担うボランティアの育成を図ります。
- ・社会教育関係団体等が、自主的な活動を継続できるように、団体活動の活性化に向けた支援を行います。
- ・社会教育施設について必要な改修を行い、適切な環境を維持します。

(3) 青少年の健全育成活動の拡充

- ・地域の各団体が進める青少年の健全育成活動を支援するとともに、こどもの居場所を提供します。
- ・地域でこどもを見守る放課後こども教室を拡充します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
読書普及事業	読書に関する講座・イベントを開催し、市民の読書の質的向上を図るとともに、市民の多様化する課題解決を支援するための情報提供を行います。また、図書館の事業に市民がボランティアとして積極的に参加できる場を設け、事業の充実を図ります。	講座・イベント等の推進 図書館ボランティアの育成 市民の学習、地域課題の解決を支援する資料・情報の提供 障がい者への宅配の実施 読みに苦手さのある児童生徒への読書支援	講座・イベント等の推進 図書館ボランティアの育成 市民の学習、地域課題の解決を支援する資料・情報の提供 障がい者への宅配の実施 読みに苦手さのある児童生徒への読書支援	講座・イベント等の推進 図書館ボランティアの育成 市民の学習、地域課題の解決を支援する資料・情報の提供 障がい者への宅配の実施 読みに苦手さのある児童生徒への読書支援	中央図書館
電子図書館サービス事業	図書館に来館しなくても利用可能で、インターネットを通じて24時間資料の貸出が可能な電子図書館サービスを行います。	電子書籍の選定・購入 電子図書館の周知 電子図書館利用方法の案内	電子書籍の選定・購入 電子図書館の周知 電子図書館利用方法の案内	電子書籍の選定・購入 電子図書館の周知 電子図書館利用方法の案内	中央図書館

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
生涯学習ボランティア促進事業	地域の人材活用を図るため、社会教育推進員などの各種ボランティアの養成と資質向上を目的とする研修等を実施します。 これらの各種ボランティアと連携・協働し、市民の学習活動の支援を行います。	社会教育推進員養成講座・全体研修会の実施 保育ボランティア養成講座・視察研修の実施 ユースボランティア全体研修会・交流会の実施	社会教育推進員養成講座・全体研修会の実施 保育ボランティア養成講座・視察研修の実施 ユースボランティア全体研修会・交流会の実施	社会教育推進員養成講座・全体研修会の実施 保育ボランティア養成講座・視察研修の実施 ユースボランティア全体研修会・交流会の実施	生涯学習課
放課後こども教室推進事業	放課後の学校施設を活用し、こどもの安全・安心な活動場所を提供します。異学年活動、地域住民との世代間交流などを実施し、地域の教育力の向上や心豊かで健やかな児童の育成を図ります。	放課後こども教室の実施（昭和・長浦・根形小学校） 放課後こども教室の試行実施・検証（奈良輪小学校）	放課後こども教室の実施（昭和・長浦・根形小学校） 放課後こども教室の試行実施・検証（奈良輪小学校）	放課後こども教室の実施（昭和・長浦・根形小学校） 放課後こども教室の試行実施・検証（奈良輪小学校）	生涯学習課

3 文化芸術・文化財

【目指すまちの姿】

○市民が文化芸術に親しむ機会が増えるとともに、文化財の価値への理解が深まり次世代に継承するための取組が進められています。

【施策の方向性】

(1) 文化芸術活動の推進

- ・文化芸術活動団体等に対し、展示や演奏の場を提供するなど、発表機会の創出の支援を行うとともに、活動への新たな市民の参加を促すための取組を推進します。
- ・若い世代をはじめ、より多くの市民が文化芸術に触れる機会を提供します。

(2) 郷土の歴史と文化財の保存・活用

- ・国史跡山野貝塚の保存・活用に取り組みます。
- ・文化財を適切に保存・継承し、市民が文化財に親しみ、学び、その価値を再認識できる機会を提供します。また、地域の歴史・文化を発信することで、観光客や関係人口・交流人口の増加を目指します。
- ・デジタル技術を活用した文化財等の情報保存、調査研究、活用、情報提供を行うとともに、運営を支えるボランティアの養成と活動を促進します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
芸術活動普及事業	文化芸術活動の活性化と振興を図るため、袖ヶ浦美術展や芸術活動団体の支援及び、芸術活動へ触れる場を提供します。	協働による袖ヶ浦美術展の開催 文化芸術活動団体の事業開催支援 体験教室の開催 オンライン展覧会等の開催・内容検討	協働による袖ヶ浦美術展の開催 文化芸術活動団体の事業開催支援 体験教室の開催 オンライン展覧会等の開催・内容検討	協働による袖ヶ浦美術展の開催 文化芸術活動団体の事業開催支援 体験教室の開催 オンライン展覧会等の開催・内容検討	生涯学習課
山野貝塚保存活用事業	国民共有の財産であり、本市の重要な文化財でもある国史跡山野貝塚を確実に保存し、適切に活用するために整備を行い、後世に継承します。また、市民ボランティア等との協働による管理運営体制の構築を図ります。	地権者交渉・追加指定・公有地化 整備実施設計 整備工事 活用事業の実施 ボランティアとの協働 史跡の維持管理	地権者交渉・追加指定・公有地化 整備工事 活用事業の実施(指定10周年記念行事) ボランティアとの協働 史跡の維持管理	地権者交渉・追加指定・公有地化 整備工事 活用事業の実施 ボランティアとの協働 史跡の維持管理	生涯学習課 郷土博物館

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
総合的な文化財の保存・活用事業	市内に伝わる文化財の調査・研究を進め、適切な記録と保存を行います。また、調査成果の公開事業を行い、文化財の普及に努めます。	指定文化財候補の調査 指定文化財管理者への補助金交付 民俗芸能継承団体への支援 文化財の公開活用事業の実施 無形民俗文化財の記録保存 文化財のデジタル化・公開	指定文化財候補の調査 指定文化財管理者への補助金交付 民俗芸能継承団体への支援 文化財の公開活用事業の実施 無形民俗文化財の記録保存 文化財のデジタル化・公開	指定文化財候補の調査 指定文化財管理者への補助金交付 民俗芸能継承団体への支援 文化財の公開活用事業の実施 無形民俗文化財の記録保存 文化財のデジタル化・公開	生涯学習課 郷土博物館
地域資料管理活用事業	地域に残された資料(埋蔵文化財、歴史・民俗・産業・自然資料等)を収集・保存するとともに、データベース等の情報を活用して次世代へ継承します。また、文化財のデジタル化を進め、地域資料のデータや調査・研究成果について、ICT等を活用した情報発信をすることにより、地域資料の重要性や価値を明らかにし、市民に公開します。	収蔵資料の保存修復・活用 埋蔵文化財の写真資料デジタルデータ化 『市史研究』の刊行 収蔵資料の調査研究	収蔵資料の保存修復・活用 埋蔵文化財の写真資料デジタルデータ化 『市史研究』の募集 収蔵資料の調査研究	収蔵資料の保存修復・活用 埋蔵文化財の写真資料デジタルデータ化 『市史研究』の刊行 収蔵資料の調査研究	郷土博物館
「上総掘りの技術」井戸掘削事業【新規】	袖ヶ浦市内で伝承されている伝統的な井戸掘り工法、国の重要無形民俗文化財に指定されている「上総掘りの技術」を活用し、井戸の掘削を行います。	掘削場所の選定・調整 ボランティアの募集	掘削準備・掘削作業 技術講習会の実施 ボランティアの募集	掘削作業	郷土博物館 生涯学習課

第3章 防災・防犯

第3章 防災・防犯

1 防災

【目指すまちな姿】

○確立された防災体制・水防体制及び市民の手による地域防災力により、災害から市民の生命と財産が守られています。

【施策の方向性】

(1) 防災対策の強化

- ・災害発生時に適切な情報発信を行うため、防災行政無線などの適正管理を行うとともに、被災者生活再建支援システムを運用し、り災証明を迅速に発行するなど、被災者支援を円滑に進めます。
- ・近年の大規模災害の教訓を踏まえ、備蓄物資や防災資機材の充足、備蓄倉庫の更新などの防災対策を強化します。
- ・総合ハザードマップについて、土砂災害警戒区域等の新規指定箇所や、今後予定されている津波浸水想定区域の指定等の更新を行うとともに、各種防災教育の推進を通して、市民の防災意識の高揚を図ります。

(2) 地域における防災力の強化

- ・地域において「共助」の中核を担う自主防災組織による活動が円滑に行われるよう、新規設立を促進するとともに、活動の中心となる人材の育成などの支援を行います。
- ・災害発生時に地域での防災活動が機能するよう、各地区で避難所の開設・運営や救助など、より実践的な防災訓練を行います。

(3) 災害応急・復旧対策の充実

- ・災害発生後に、被災者等が一定期間避難生活を送る避難所の適切な運営を行うとともに、避難所における生活環境の向上に努めます。また、一時避難場所についても必要な整備を図ります。
- ・国・県・他自治体・防災関係機関・企業等との相互応援体制を構築し、災害発生時に連携して応急対策やライフライン等の復旧対策を行うことができる環境を整備するとともに、被災者への着実な支援に取り組みます。
- ・災害発生時に、要配慮者の安否確認や避難支援等ができる体制づくりを支援するとともに、プライバシーの保護に配慮しながら必要な情報を収集します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
災害時の情報伝達手段等確保事業	防災情報の伝達に必要な防災行政無線、IP無線等の各種情報伝達ツールの適切な保守・運用を行います。また、被災者支援システム等を運用し、災害対応のDX化による被災者支援の円滑化を図ります。	防災行政無線・IP無線の維持管理 被災者支援システムの運用 国の防災分野データ連携基盤等に関する調査研究 災害対策に関するシステム化検討	防災行政無線・IP無線の維持管理 被災者支援システムの運用 国の防災分野データ連携基盤構築を踏まえたDX化検討 総合ハザードマップ・GIS版ハザードマップの更新	防災行政無線・IP無線の維持管理 被災者支援システムの運用 国の防災分野データ連携基盤構築を踏まえたDX化検討	防災安全課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
災害用備蓄物資等管理事業	災害時に必要となる非常用食糧等の物資や避難生活に必要な資機材の整備を図り、有事に備えます。	非常用食糧等の更新 備蓄物資の更新 防災資機材の購入 簡易備蓄倉庫の更新	非常用食糧等の更新 備蓄物資の更新 防災資機材の購入 簡易備蓄倉庫の更新	非常用食糧等の更新 備蓄物資の更新 防災資機材の購入 簡易備蓄倉庫の更新	防災安全課
宅地耐震化推進事業	市内45箇所の大規模盛土造成地を対象に行った現地踏査に基づき、第二次スクリーニングによる詳細調査を行うとともに、安全性が検証された大規模盛土造成地の経過観察を行い、「安心して暮らせるまち」の実現を目指します。	大規模盛土造成地変動予測調査委託(1箇所) 県との協議・調整 職員によるパトロール巡視(経過観察)	県との協議・調整 職員によるパトロール巡視(経過観察)	県との協議・調整 職員によるパトロール巡視(経過観察)	都市計画課
共助による防災力向上事業	地域において、「共助」の中核を担う自主防災組織を支援し、新規結成を促すとともに、活動の中心となる災害対策コーディネーター等の人材の育成を支援します。	自主防災組織結成の促進 防災資機材の貸与・更新 防災訓練指導の実施 リーダー研修会の開催 災害対策コーディネーター養成講座の開催 防災関係団体の連携促進	自主防災組織結成の促進 防災資機材の貸与・更新 防災訓練指導の実施 リーダー研修会の開催 災害対策コーディネーター養成講座の開催 防災関係団体の連携促進	自主防災組織結成の促進 防災資機材の貸与・更新 防災訓練指導の実施 リーダー研修会の開催 災害対策コーディネーター養成講座の開催 防災関係団体の連携促進	防災安全課
避難行動要支援者対策事業	避難行動要支援者に関する個別避難計画の作成を推進し、安否確認や避難支援などの支援体制の充実を図るため、計画作成の優先度が高いものについて、地域の実情を踏まえながら優先的に作成に取り組みます。	個別避難計画の作成 避難行動要支援者の情報収集、避難支援者への情報提供 安否確認訓練の実施 福祉避難所運営訓練の実施	個別避難計画の作成 避難行動要支援者の情報収集、避難支援者への情報提供 安否確認訓練の実施 福祉避難所運営訓練の実施	個別避難計画の作成 避難行動要支援者の情報収集、避難支援者への情報提供 安否確認訓練の実施 福祉避難所運営訓練の実施	防災安全課 高齢者支援課 障がい福祉課

2 防犯・交通安全・消費生活

【目指すまちの姿】

- 充実した防犯体制と、防犯・交通安全に対する高い市民意識のもとで、市民が安全で安心して暮らすことができています。
- 市民の消費者問題に対する知識や判断力が高まり、相談体制の充実により、市民が安心して生活を送ることができています。

【施策の方向性】

(1) 防犯対策の推進

- ・防犯灯や街頭防犯カメラを整備し、犯罪を抑止するとともに、警察や関係機関・団体と連携した啓発活動や情報提供を行い、市民の防犯意識の向上を図ります。

(2) 地域におけるボランティア（自主防犯組織・防犯指導員・交通安全協会）の強化

- ・市と地域のボランティアが連携し、啓発活動などの充実を図るとともに、継続的な支援を実施します。

(3) 交通安全の推進

- ・警察や交通安全協会などの関係機関と連携し、幅広い年齢層への交通安全教育や啓発活動を実施します。
- ・高齢者の交通事故防止対策を実施するほか、運転免許証自主返納の推進に努めます。

(4) 消費者保護対策の推進

- ・消費生活に関する相談等に対し的確な対応を行うことで問題の早期解決を図ります。また、市の消費生活センターの認知度向上のための周知活動を行います。
- ・消費者問題に関する最新情報の収集、相談員の質の向上を図り、相談体制を充実させます。

(5) 消費者意識の醸成

- ・関係機関との連携を強化し、幅広い年齢層を対象とした消費者教育や啓発活動を行います。
- ・高齢者や若年層へのきめ細かな情報提供や学習機会の充実を図り、被害防止に努めます。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
防犯対策推進事業	犯罪の発生抑止のため、防犯灯や街頭防犯カメラの適切な維持管理を実施するとともに、警察や防犯協会などの関係団体と連携した啓発活動を実施し、市民の防犯意識の向上を図ります。	街頭防犯カメラの維持管理 防犯灯の設置・維持管理 生活安全メールなどによる犯罪発生状況等の周知	街頭防犯カメラの維持管理 防犯灯の設置・維持管理 生活安全メールなどによる犯罪発生状況等の周知	街頭防犯カメラの維持管理 防犯灯の設置・維持管理 生活安全メールなどによる犯罪発生状況等の周知	防災安全課
交通安全対策事業	警察や交通安全協会等の関連機関と連携し、幅広い層を対象とした交通安全教育や啓発活動を行うことにより、交通ルールの順守と交通マナーの向上を図ります。また、高齢者の関係する交通事故防止のため、交通安全教育や啓発活動の充実を図ります。	交通安全教室の実施 啓発活動の実施 高齢ドライバー対策の実施	交通安全教室の実施 啓発活動の実施 高齢ドライバー対策の実施	交通安全教室の実施 啓発活動の実施 高齢ドライバー対策の実施	防災安全課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
消費生活相談・消費者意識啓発事業	消費者問題に関する啓発活動を行い、被害の未然防止を図ります。 複雑・多様化する消費者問題に対応するため、消費生活相談を実施し、消費者トラブルの早期解決を図ります。	消費生活相談の実施・デジタル化推進 消費者教室・出前講座の開催 消費生活センターのPR SNS等を活用した情報提供	消費生活相談の実施・デジタル化推進 消費者教室・出前講座の開催 消費生活センターのPR SNS等を活用した情報提供	消費生活相談の実施・デジタル化推進 消費者教室・出前講座の開催 消費生活センターのPR SNS等を活用した情報提供	商工観光課

3 消防・救急

【目指すまちの姿】

○消防・救急体制の充実が図られるとともに、事業者や市民の防火・応急手当への意識が高まり、市民が安全・安心に暮らすことができています。

【施策の方向性】

(1) 消防・救急体制の充実

- ・ 統合消防庁舎の建設の推進、消防車両等の計画的な更新、救急講習等の開催を通して、常備・非常備の消防体制及び救急体制の充実を図ります。
- ・ 地域における消防団活動の必要性の周知を図り、消防団員の充実を図ります。

(2) 救急に対する意識の向上

- ・ 市民及び事業所に対して、応急手当の知識と技術の普及を推進します。
- ・ 救急車の適正利用について、普及啓発を推進します。

(3) 火災予防の推進

- ・ 年齢層に応じた火災予防啓発活動を行い、市民の防火意識の向上を図ります。
- ・ 事業所への立入検査等の機会を通じて指導し、自主保安体制の強化を促進します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
統合消防庁舎建設事業	消防・救急体制の充実を図るため、施設の老朽化が進んでいる消防本部・中央消防署と長浦消防署の2署を統合し、新たな防災拠点となる統合消防庁舎について建設を推進します。	基本計画策定	基本計画策定候補地の確定 住民説明会の実施	住民説明会の実施 基本計画に基づく事業実施	消防本部 総務課
無線県域及び共同指令センター運営事業	消防救急無線設備は、消防隊、救急隊への災害指令、また報告等に使用され、災害による被害防止、人命救助などの消防活動において必要不可欠なものです。現行設備は平成24年度に整備工事が完了し運用開始しています。安定稼働のため、令和7年度から令和9年度で再整備を行います。	指令システム改修事業工事負担金 消防救急無線設備再整備負担金 共同指令センター運用経費負担金 消防救急無線設備維持管理負担金	消防救急無線設備再整備負担金 共同指令センター運用経費負担金 消防救急無線設備維持管理負担金	共同指令センター運用経費負担金 消防救急無線設備維持管理負担金	消防本部 警防課
常備消防車両整備事業	災害時における警防体制を整え、地域住民の安全や安心を確保するため、常備消防車両を計画的に更新します。	中央消防署救急車更新	長浦消防署救助工作車更新	長浦消防署長浦水槽車更新	消防本部 警防課
非常備消防車両整備事業	消火活動はもちろんのこと近年、複雑多様化している自然災害等から地域住民の安全や安心を確保するため、各種資機材の積載が可能な非常備消防車両を計画的に更新します。	小型動力ポンプ積載車更新		小型動力ポンプ積載車更新	消防本部 警防課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
消防団詰所建設事業	消防団の拠点施設である詰所を計画的に整備します。	第15分団詰所解体 第15分団詰所建設 第15分団詰所地耐力調査		第5分団詰所敷地測量 第5分団詰所アスベスト・土壌分析調査	消防本部 警防課
応急手当啓発事業	救急車が到着するまでの間、バイスタンダー(その場に居合わせた人)が、いかに救命処置を適切に行うかが、傷病者の社会復帰に繋がります。バイスタンダーが担う救命の連鎖には、「早期認識と通報」、「一次救命処置(心肺蘇生とAED)」があり、傷病者の予後に重要な関わりがあることから、市民に応急手当の知識と技術が広く普及するよう更なる取り組みを行います。	希望する児童・生徒を対象とした救急入門コース等の実施 応急手当啓発員の養成 応急手当協力事業所(袖ヶ浦市救急ハートステーション)の認定	希望する児童・生徒を対象とした救急入門コース等の実施 応急手当啓発員の養成 応急手当協力事業所(袖ヶ浦市救急ハートステーション)の認定	希望する児童・生徒を対象とした救急入門コース等の実施 応急手当啓発員の養成 応急手当協力事業所(袖ヶ浦市救急ハートステーション)の認定	中央消防署
火災予防啓発事業	火災予防啓発活動を行い、防火意識の高揚を図ります。また、事業者等が必要な防火体制を確立できるよう適切な指導・助言を行います。	住宅用火災警報器普及啓発活動 住宅用火災警報器取付支援 火災予防運動の実施 一人暮らし高齢者宅防火診断の実施 幼年消防クラブ活動 消防訓練の指導 立入検査の実施	住宅用火災警報器普及啓発活動 住宅用火災警報器取付支援 火災予防運動の実施 一人暮らし高齢者宅防火診断の実施 幼年消防クラブ活動 消防訓練の指導 立入検査の実施	住宅用火災警報器普及啓発活動 住宅用火災警報器取付支援 火災予防運動の実施 一人暮らし高齢者宅防火診断の実施 幼年消防クラブ活動 消防訓練の指導 立入検査の実施	消防本部 予防課

第 4 章 都市形成・都市基盤

第4章 都市形成・都市基盤

1 都市計画・市街地形成

【目指すまちの姿】

○計画的なまちづくりのもとで、生活や交通の利便性が高く、美しい景観をもった市街地が形成されています。

【施策の方向性】

(1) 計画的なまちづくりの推進

- ・都市計画マスタープランに基づき、自然環境と調和した秩序あるまちづくりを計画的に推進します。
- ・人口減少や自然災害等に起因する都市の課題に対応するため、立地適正化計画を策定し、居住機能や都市機能の誘導などによる持続可能な都市形成を推進します。
- ・災害復旧の迅速化や境界線をめぐるトラブルの未然防止などを目的とした地籍調査を推進します。

(2) 市街地整備の促進

- ・人口減少などの社会的な課題と公共施設の老朽化、災害リスクなどへの対策を検討し、市街地の整備を促進します。
- ・市街化区域の生活環境を改善するため、狭あい道路の拡幅整備事業の活用を推進します。

(3) 内陸部の活性化

- ・豊かな自然環境や農地保全とのバランスを図りながら、地区計画制度の活用等により、人口減少の抑制と地域コミュニティの維持・活性化を目指します。

(4) 良好な景観形成

- ・景観計画及び景観条例に基づく規制誘導や、良好な景観形成のための活動を行う団体の支援等を通して、市内の景観資源の保全・創出に取り組みます。
- ・良好な景観形成に向けた市民の意識の高揚を図るため、啓発活動を行います。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
市街化調整区域土地利用適正誘導事業	市街化調整区域において、都市計画マスタープランに基づいた土地利用を図るため、「市街化調整区域における地区計画ガイドライン」を周知し、地区計画を活用したまちづくりを支援します。 袖ヶ浦駅西側地区や内陸部の土地利用について、地域の特性を活かしたまちづくりを目指します。	地区計画制度の周知・支援 個別勉強会の開催支援 袖ヶ浦駅西側地区まちづくりに向けた協議・調整	地区計画制度の周知・支援 個別勉強会の開催支援 袖ヶ浦駅西側地区まちづくりに向けた協議・調整	地区計画制度の周知・支援 個別勉強会の開催支援 袖ヶ浦駅西側地区まちづくりに向けた協議・調整	都市計画課
地籍調査事業	一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査と境界や面積に関する測量を行い、その結果を、公図に代わる精度の高い地図の作成や登記簿の修正に活用するもので、国土調査法に基づき実施します。	地籍調査実施（坂戸市場）	地籍調査実施（坂戸市場）	地籍調査実施（坂戸市場）	土木管理課
市街化区域内狭あい道路整備事業	市街化区域内の生活環境の改善を図り、安全で良好な市街地形成を促進するために、市民に市街化区域内まちづくり計画要綱の制度や効果をPRし、理解と協力を得て、市街化区域内の狭あい道路の拡幅整備を目指します。	まちづくり計画要綱の周知・啓発 地元や消防との連携協議	まちづくり計画要綱の周知・啓発 地元や消防との連携協議	まちづくり計画要綱の周知・啓発 地元や消防との連携協議	都市計画課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
景観まちづくり推進事業	景観計画及び条例の適切な運用により、市内の良好な景観の形成を推進するとともに、景観に関する意識啓発を図ります。	景観計画の運用 景観まちづくり推進団体の活動支援 意識啓発 違反広告物除却活動	景観計画の運用 景観まちづくり推進団体の活動支援 意識啓発 違反広告物除却活動	景観計画の運用 景観まちづくり推進団体の活動支援 意識啓発 違反広告物除却活動	都市計画課

2 公園・緑地

【目指すまちの姿】

○公園や緑地が適正に維持管理され、憩いや交流の場として活用されています。

【施策の方向性】

(1) 公園・緑地の整備・適正管理

- ・公園が持つ多様な機能を十分に活かし、誰もが快適に利用できるよう、老朽化した施設の補修・更新など計画的な維持管理を行います。

(2) 公園・緑地を活用した交流機会の創出

- ・袖ヶ浦公園、百目木公園など、公園での地域住民の交流促進や交流人口の増加を図るため、公園を活用したイベントの支援や情報発信等を行います。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
公園緑地管理事業	利用者が快適に過ごせるよう、公園緑地の適正な維持管理を行います。	指定管理者による適正な維持管理の実施 公園施設・樹木の修繕計画の策定、老朽施設の補修・更新や樹木管理の実施 自治会等公園維持管理活動協力団体の募集	指定管理者による適正な維持管理の実施 公園施設・樹木の修繕計画の策定、老朽施設の補修・更新や樹木管理の実施 自治会等公園維持管理活動協力団体の募集	指定管理者による適正な維持管理の実施 老朽施設の補修・更新や樹木管理の実施 自治会等公園維持管理活動協力団体の募集	都市整備課
都市公園交流機会創出事業	袖ヶ浦公園の花々や隣接する農畜産物直売所ゆりの里との回遊性、百目木公園の運動施設やプールなどの機能を活用し、市の主要交流拠点としての情報を発信することにより交流人口の拡大を図るとともに、周辺の地域活性化を図ります。	公園まつり等のPR活動 民間活力の活用 百目木公園を活用した地域活性化の調査・研究	公園まつり等のPR活動 民間活力の活用 百目木公園を活用した地域活性化の調査・研究	公園まつり等のPR活動 民間活力の活用 百目木公園を活用した地域活性化の調査・研究	都市整備課

3 道路・河川

【目指すまちの姿】

- 都市計画道路などの幹線道路及び生活道路の整備と維持管理が適切に行われ、すべての利用者が安全・安心で快適に利用できる道路環境が整っています。
- 河川や雨水排水施設が適切に維持管理され、機能や安全性が保たれています。

【施策の方向性】

(1) 都市計画道路及び市道の整備

- ・袖ヶ浦駅海側地区と木更津市金田地区を結ぶ西内河根場線及び南袖大野台線を結ぶ西内河高須線の整備を進め、交通渋滞の緩和と市内における円滑な交通機能の確保を図ります。
- ・地域住民の利便性の向上と安全性の確保を目的として、道路改良工事や交通安全対策、ユニバーサルデザインに基づいた整備を図ります。

(2) 道路ストックの適正管理

- ・道路施設について、適切に点検や修繕等を行い、長寿命化によるライフサイクルコストの削減を図るとともに、安全・安心で快適な道路環境を整備します。
- ・市民参加による道路の美化活動の推進を図ります。

(3) 広域幹線道路等の整備促進

- ・東京湾岸地域とのアクセス向上が期待される東京湾岸道路の整備促進に向け、要望活動を行います。
- ・地域の活性化が期待される首都圏中央連絡自動車道（仮称）かずさインターチェンジの早期整備や、道路環境向上のため、国県道の整備や改良を関係機関に要望します。

(4) 河川等の適正管理

- ・河川等について、定期的な巡視・点検と計画的な維持修繕等により、河川等の持つ機能の確保に努めるとともに、氾濫時の人的被害を軽減するため、迅速な情報発信に努めます。

(5) 雨水排水施設や海岸・護岸施設の整備、適正管理

- ・降雨による雨水排除を適切に行うため、雨水管の整備や奈良輪雨水ポンプ場の機能強化を図ります。
- ・雨水排水施設や海岸・護岸施設の計画的な点検と修繕により、適切な排水機能を維持するとともに、長寿命化によるライフサイクルコストの削減を図ります。
- ・水門施設の機能強化を行い、操作作業の効率化を図ることで、迅速かつ確実な水防体制を確保します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
三箇横田線建設事業	通学路の安全と交通利便性の向上を図るため、広域農道から県道長浦上総線を通り、市道代宿横田線間の交差点改良及び道路改良工事を実施します。	交差点改良工事(三箇横田線・代宿横田線)	公共基準点設置委託 交差点改良工事(三箇横田線・代宿横田線)	道路改良工事(代宿横田線)	土木建設課
西内河根場線建設事業	県が実施する都市計画道路西内河根場線は、袖ヶ浦駅海側地区と木更津市金田地区を結び、地域の連携や経済の活性化を目的としており、県と調整を図りながら整備に対して地元負担金を支出し早期完成を目指します。	道路改良工事	道路改良工事	道路改良工事	土木建設課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
西内河高須線建設事業【新規】	地域の交通利便性の向上や経済の活性化を図るため、袖ヶ浦駅海側地区と都市計画道路南袖大野台線を結ぶ都市計画道路西内河高須線の事業化に向けた取組を行います。	整備手法の検討	道路概略設計委託	都市計画決定 図書作成委託 公安委員会協議(道路協議)	土木建設課
飯富29号線・代宿横田線建設事業	通学路の安全と交通利便性の向上を図るため、飯富29号線及び代宿横田線の歩行帯整備工事を実施します。	整備手法の検討	用地買収(土地開発公社) 道路概略設計委託	用地買収(土地開発公社買戻し) 路線測量委託 道路詳細設計委託 公安委員会協議(道路協議)	土木建設課
交通安全・円滑化推進事業	地域住民の利便性の向上と歩行者や自転車の安全を確保するため、対策工事を実施します。	自転車通行空間整備工事 渋滞対策の検討(中袖南袖線)	自転車通行空間整備工事 道路詳細設計委託(今井坂戸線) 渋滞対策の検討(中袖南袖線)	自転車通行空間整備工事 道路改良工事(今井坂戸線) 道路詳細設計委託(中袖南袖線)	土木建設課
緑地・街路樹維持管理事業【実計新規】	街路樹管理計画に基づき、街路樹の伐採・更新工事を実施します。	樹木伐採維持管理	樹木伐採維持管理	樹木伐採維持管理	土木管理課
道路附属物修繕事業	道路附属物のうち、大型案内標識、排水設備(ポンプ)、大型カルバート、道路照明灯の予防保全型の維持管理を行います。	照明灯点検 照明灯更新 道路排水施設更新	照明灯点検 照明灯更新 道路排水施設更新	照明灯点検 照明灯更新 道路排水施設更新	土木管理課
橋梁長寿命化修繕事業	市道の橋梁について、計画的な点検と修繕により、長寿命化を図りつつ適正な維持管理を行います。	定期点検委託 橋梁補修工事 橋梁補修設計委託 歩道橋方針検討	定期点検委託 橋梁補修工事 橋梁耐震補強補修設計委託 歩道橋方針関係者協議	定期点検委託 橋梁補修工事 橋梁耐震補強補修工事 橋梁耐震補強補修設計委託 歩道橋協議結果に基づく対応	土木建設課 土木管理課
国県道・自動車専用道路等整備促進事業	広域幹線道路のネットワークを形成し、市内の交通利便性の更なる向上・地域の活性化を図るために(仮称)かずさインターチェンジ・東京湾岸道路等の各種要望活動、協議会活動	(仮称)かずさインターチェンジ・東京湾岸道路等の各種要望活動、協議会活動	(仮称)かずさインターチェンジ・東京湾岸道路等の各種要望活動、協議会活動	(仮称)かずさインターチェンジ・東京湾岸道路等の各種要望活動、協議会活動	土木建設課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
河川維持管理事業	近年の気候変動により頻発化、激甚化する豪雨の被害を軽減させるため、河川を適正に維持管理するとともに、ため池の浚渫により雨水貯留機能を回復させ、河川への流出量を調整することで浸水被害の軽減を図ります。	百々目堰浚渫実施設計委託 百々目堰浚渫に係る路線測量委託	百々目堰浚渫工事	百々目堰浚渫工事	土木建設課
水防事業	市内河川へ危機管理型水位計及び河川監視カメラを設置し、WEB上で一般公開します。	危機管理型水位計・河川監視カメラの設置 国土交通省：川の防災情報を活用した河川情報のWEB公開	危機管理型水位計・河川監視カメラの設置 国土交通省：川の防災情報を活用した河川情報のWEB公開		土木建設課
海岸・護岸、水門施設維持管理事業	本市の管理する海岸・護岸施設及び水門施設について、適正な維持管理を行います。	海岸・護岸施設の点検・調査 緊急時の水門施設操作体制の検討	海岸・護岸施設の点検・調査 緊急時の水門施設操作体制の検討	海岸・護岸施設の点検・調査 緊急時の水門施設操作体制の強化	土木管理課
雨水下水道施設整備事業	奈良輪第一排水区のうち雨水下水道施設の未整備区域について、雨水下水道管渠の整備を行うとともに、奈良輪雨水ポンプ場のポンプを増設し、浸水被害の軽減を図ります。また、市民等へ浸水リスクを周知し、日頃から内水による浸水に備えていただくことを目的として、総合ハザードマップへ、内水浸水想定区域図を掲載します。	奈良輪第一排水区整備に係る費用対効果分析委託	奈良輪第一排水区雨水幹線実施設計委託 奈良輪雨水ポンプ場ポンプ増設実施設計委託 総合ハザードマップの更新（内水浸水想定区域図の反映）	奈良輪第一排水区雨水幹線実施設計委託 奈良輪第一排水区雨水幹線整備工事 奈良輪雨水ポンプ場ポンプ増設工事	土木建設課
雨水下水道施設長寿命化修繕事業	雨水下水道施設について、ストックマネジメント計画に基づく点検・調査を実施し、適正な維持管理に努めるとともに、ポンプ場施設の改築・更新計画を策定し、長寿命化によるライフサイクルコスト縮減及び改築・更新に係る費用の平準化を図ります。	奈良輪雨水ポンプ場施設点検調査・改築更新計画策定委託 雨水下水道管渠点検調査委託	雨水下水道管渠点検調査委託	雨水下水道管渠点検調査委託	土木建設課

4 下水道

【目指すまちの姿】

○生活排水による環境負荷の軽減や公衆衛生の向上が図られ、公共用水域の良好な水質が確保されています。

【施策の方向性】

(1) 下水道施設の適正管理

- ・大規模地震に備え、下水道管渠の耐震化を推進します。
- ・包括的維持管理委託を継続し、施設の効率的な運転管理を行います。
- ・公共下水道の施設については、ストックマネジメント計画に基づき、点検調査や劣化状況を踏まえた改築更新を行い、事業費の平準化を図ります。
- ・終末処理場については、再構築長期方針を策定し将来的な整備の方向性を定めます。

(2) 下水道事業の経営基盤の強化

- ・経営状況の開示等により、市民の下水道事業への理解を深め、下水道事業経営戦略を着実に推進し適正な使用料を設定することにより、経営基盤の強化を目指します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
下水道施設の適正管理	公共用水域の良好な水質を確保することを目的に、千葉県が定めた東京湾流域別下水道整備総合計画、水質汚濁防止法等で規定される水質基準を守るため、処理施設を効率的かつ適正な維持管理を行います。また、ストックマネジメント計画(管路及びマンホール蓋、処理場)に基づき、既存ストックの長寿命化や維持管理コストの平準化を図るとともに、大規模地震等の災害時にも下水道機能や公衆衛生を確保するため、重要な污水管の耐震化を推進します。	【公共下水道】 終末処理場等 包括的維持管理 ストックマネジメント計画事業 総合地震対策計画事業 【農業集落排水】 袖ヶ浦東部浄化センター等 包括的維持管理	【公共下水道】 終末処理場等 包括的維持管理 ストックマネジメント計画事業 総合地震対策計画事業 【農業集落排水】 袖ヶ浦東部浄化センター等 包括的維持管理	【公共下水道】 終末処理場等 包括的維持管理 ストックマネジメント計画事業 次期ストックマネジメント計画策定委託 【農業集落排水】 袖ヶ浦東部浄化センター等 包括的維持管理	下水道課
下水道事業の経営基盤の強化	生活環境向上及び公共用水域の水質保全のため、下水道事業を将来にわたり安定的、継続的に運営していくために、経営戦略を着実に推進し、経営基盤の強化を図ります。	決算分析・財政指標等の公表 料金改定	決算分析・財政指標等の公表	次期経営戦略の検討 決算分析・財政指標等の公表 料金改定	下水道課

5 住宅

【目指すまちの姿】

○市民が安全・安心して暮らすことのできる住環境が整備され、空家等の適切な管理と有効活用が進んでいます。

【施策の方向性】

(1) 空家等対策の推進

- ・空家等対策計画に基づき、管理が著しく不適切な空家等に対し、改修や除却、活用に関する助言・指導を行います。
- ・他用途への転換が可能な空家等については、利活用を促進します。

(2) 良質な住環境の確保

- ・市内の木造住宅の耐震化を促進するため、市民の意識向上や、個人の住宅における耐震対策の具体化に向けた支援を行います。
- ・高齢者等の生活環境を整えるための住宅改修を支援します。
- ・台風等の強風時の被害を防止するため、瓦屋根の安全対策を支援します。
- ・マンションが適正に管理されるよう促進します。

(3) 住宅セーフティネットの形成

- ・市営住宅の適切な維持管理と老朽化対策を計画的に行い、長寿命化を図ります。また、老朽化や入居状況などを考慮しながら、集約化を推進します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
空家等対策事業	空家等対策計画に基づく空家等の適切な管理を推進します。 著しく管理が不適切な状態にある空家等に対し、改修や活用に関する助言・指導等を行うとともに空家バンク制度の活用を推進します。	空家等対策計画に基づく運用 空家バンク制度の運用 他団体・民間を活用した空家等対策	空家等対策計画に基づく運用 空家バンク制度の運用 他団体・民間を活用した空家等対策	空家等対策計画に基づく運用 空家バンク制度の運用 他団体・民間を活用した空家等対策	都市整備課
木造住宅耐震化等促進事業	市内の木造住宅の耐震化を促進するため、耐震相談会等による普及・啓発活動を行い、耐震診断・改修工事費用に対する助成を実施します。また、瓦屋根について、強風時の飛散・脱落を防止するため、改修工事費用に対する助成を実施します。	無料耐震相談会の実施 耐震診断助成 耐震改修補助 リフォーム補助 瓦屋根の耐風改修補助	無料耐震相談会の実施 耐震診断助成 耐震改修補助 リフォーム補助 瓦屋根の耐風改修補助	無料耐震相談会の実施 耐震診断助成 耐震改修補助 リフォーム補助 瓦屋根の耐風改修補助	都市整備課
市営住宅維持管理事業	適正に維持管理を行い、市営住宅の既存ストックを活用し、住宅困窮者に対して低家賃で住居を提供します。	市営住宅の適正な維持管理 市営住宅の一部用途廃止	市営住宅の適正な維持管理 市営住宅の集約検討	市営住宅の適正な維持管理 市営住宅の集約検討	都市整備課

6 公共交通

【目指すまちの姿】

○地域特性を活かした誰もが利用しやすい移動手段が確保されるとともに、地域全体で支え合う持続可能な公共交通網が形成されています。

【施策の方向性】

(1) 拠点間及び地域間を移動しやすい公共交通ネットワークの形成

・路線バス、タクシーや、デマンド型乗合送迎サービスなどの新たな公共交通システムにより、拠点間及び地域間のアクセス性の向上を目指します。

(2) 広域アクセスの利便性向上

・JR内房線・久留里線、高速バスの利便性向上を図り、東京、横浜、川崎方面及び近隣自治体へのアクセス強化と利用促進を目指します。
・利用者目線に立った分かりやすい情報提供に努めます。

(3) 地域全体で支える公共交通の構築

・多様な主体との連携を強化し、市民の公共交通に対する意識を高めながら、路線バスやタクシーのサービスを確保することで、公共交通の持続可能性を高めます。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
地域公共交通づくり事業	地域住民の交通利便性を確保するため、既存バス路線の運行を維持するとともに、利便性向上を図ります。また、事業者と協力し、地域内の新たな移動手段を確保するための取組を行います。	バス路線維持に関する補助金交付 利用促進のPR 事業者との協議 バス路線再編の検討 地域公共交通計画策定調査業務 デマンド交通の本格運行(長浦地区)・実証運行(昭和、根形、平岡、中川・富岡地区) 自動運転バス(レベル2)の運行	バス路線維持に関する補助金交付 利用促進のPR 事業者との協議 バス路線再編の検討 地域公共交通計画作成業務 デマンド交通の本格運行 自動運転バス(レベル4)の運行	バス路線維持に関する補助金交付 利用促進のPR 事業者との協議 バス路線再編の検討 デマンド交通の本格運行 自動運転バス(レベル4)の運行	都市計画課 政策秘書課
高速バス利便性向上事業	バス事業者に袖ヶ浦バスターミナルへの路線の乗入や乗降の自由化などについて、継続的に要望活動を行い、高速バスの競争力強化に向けた更なる利便性向上を図ります。	利用促進のPR バス事業者への要望・協議 関係自治体との協議	利用促進のPR バス事業者への要望・協議 関係自治体との協議	利用促進のPR バス事業者への要望・協議 関係自治体との協議	都市計画課

第5章 環 境

第5章 環境

1 環境保全

【目指すまちの姿】

○豊かな自然環境が保全され、地球にやさしい持続可能な社会が形成されるとともに、快適な暮らしが送られています。

【施策の方向性】

(1) 地球温暖化対策の推進

・市内における温室効果ガスの排出削減に向けた取組を推進するとともに、地球温暖化に起因する気候変動への適応策について周知啓発を図ります。

(2) 快適で安全に生活できる環境の維持

・公共用水域や事業所に対し、大気や水質などの定期的な環境調査を実施するとともに、環境基準が設定されていない新たな物質について、国や専門機関等が示す科学的知見に基づき必要な対応を実施します。
 ・不適切な管理により、周辺環境へ様々な影響を及ぼす可能性のある金属スクラップヤード等について、監視を行います。

(3) 自然環境の保全と共生

・市内の緑や生態系を維持するため、市民や事業者と連携し、自然環境を保全します。
 ・農作物や生活環境への被害、生態系に影響を及ぼす有害鳥獣や特定外来生物について、被害を未然に防ぐため、普及啓発や防除を行います。
 ・多様な生物が生息、生育できるよう、生物多様性の保全の重要性について普及啓発を図ります。

(4) 環境保全意識の向上

・環境講座や環境イベントの開催など、市民が環境に対する知識を深める機会を作るとともに、あらゆる媒体を活用した周知啓発を行うことで、市民の環境意識の向上を図ります。
 ・市民が環境保全活動に積極的に参加できる機会を設けるとともに、自発的な環境保全活動を支援することで、さらに環境に対する意識を高めます。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
省エネ・再生可能エネルギー導入推進事業	市域全体の温室効果ガス削減のため、地球温暖化対策実行計画に基づくアクションプランにより、各取組を推進します。また、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入など、脱炭素化を促進する事業に対し、県費を活用し、補助金を交付します。	住宅用設備等の脱炭素化促進のための補助金交付 営農型太陽光発電の調査研究 イベント開催 等普及啓発事業の実施 気候変動適応に関する普及啓発の実施	住宅用設備等の脱炭素化促進のための補助金交付 営農型太陽光発電の調査研究 イベント開催 等普及啓発事業の実施 気候変動適応に関する普及啓発の実施	住宅用設備等の脱炭素化促進のための補助金交付 営農型太陽光発電の検討 イベント開催 等普及啓発事業の実施 気候変動適応に関する普及啓発の実施	環境管理課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
公共施設 カーボンニュートラル推進事業	地球温暖化の防止対策を進めるため、市が率先して温室効果ガス削減に取り組みます。 市域全体の温室効果ガス削減のため、地球温暖化対策実行計画に基づくアクションプランにより、各取組を推進します。	市所管施設の温室効果ガス排出量算出 地球温暖化対策実行計画アクションプランの推進 職員研修の実施 公共施設の脱炭素化検討	市所管施設の温室効果ガス排出量算出 地球温暖化対策実行計画アクションプランの推進 職員研修の実施 公共施設の脱炭素化検討	市所管施設の温室効果ガス排出量算出 地球温暖化対策実行計画アクションプランの推進 職員研修の実施 公共施設の脱炭素化検討	環境管理課
快適で安全に生活できる環境の維持	市内の大気・水質等の環境の状況を把握するため、定期的に調査するとともに、発生源における調査を行い、法令等の順守状況を確認します。	測定機器の計画的更新 定期水質調査等の継続実施 測定局・測定機器の配置、環境測定の実施範囲等の検討	測定機器の計画的更新 定期水質調査等の継続実施 測定局・測定機器の配置、環境測定の実施範囲等の検討	測定機器の計画的更新 定期水質調査等の継続実施 測定局・測定機器の配置、環境測定の実施範囲等の検討	環境管理課
自然環境保全事業	身近な緑、豊かな自然環境を保全し、安らぎのあるまちづくりを目指します。一定規模以上の進出事業所に対して、一定割合の緑化の義務付けを行い、緑地の確保に努めます。鳥獣保護を図るとともに、特定外来生物等の捕獲・駆除を行います。また、生活被害・農業被害問わず鳥獣被害の組織横断的な体制強化を検討します。	蔵波小鳥の森の維持管理 保存樹木・樹林補助金の交付 緑化協定の締結 特定外来生物の駆除 生物多様性地域戦略に関する調査研究	蔵波小鳥の森の維持管理 保存樹木・樹林補助金の交付 緑化協定の締結 特定外来生物の駆除 生物多様性地域戦略策定に関する調査研究	蔵波小鳥の森の維持管理 保存樹木・樹林補助金の交付 緑化協定の締結 特定外来生物の駆除 生物多様性地域戦略策定に向けた市内の生態調査等	環境管理課
市民参加による環境保全活動の推進	市民が環境に対する理解と知識を深めるため、環境保全活動等の機会を創出し、市民等の参加を促進します。	協働による清掃活動・ポイ捨て防止啓発活動・市内一斉清掃等の実施 しいのもり自然環境緑地の適正な整備 自然散策会・環境学習講座等の拡充 SNS等を活用した美化活動等の検討	協働による清掃活動・ポイ捨て防止啓発活動・市内一斉清掃等の実施 しいのもり自然環境緑地の適正な整備 自然散策会・環境学習講座等の拡充 SNS等を活用した美化活動等の実施	協働による清掃活動・ポイ捨て防止啓発活動・市内一斉清掃等の実施 しいのもり自然環境緑地の適正な整備 自然散策会・環境学習講座等の拡充 SNS等を活用した美化活動等の実施	環境管理課

2 廃棄物・リサイクル

【目指すまちの姿】

○ごみの減量化・再資源化の促進や不法投棄の減少により、環境にやさしく持続可能な形で資源を利用する循環型社会に移行しています。

【施策の方向性】

(1) ごみの減量化・再資源化の推進

- ・ごみ減量化に向けた取組を進めるとともに、プラスチックリサイクルを含むごみ処理の総合的な見直しを行います。
- ・ごみの分別の徹底による再資源化を進め、循環型社会の構築を図ります。

(2) ごみ処理の適正化

- ・ごみの適切な分別の啓発を行うことで、リチウムイオン電池等の小型充電式電池に起因する火災等の突発的な事故の抑制を図ります。
- ・ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設については、計画的に改修・更新を行うことで、施設の長寿命化とコストの平準化を図ります。
- ・令和9年度（2027年度）から稼働予定の第2期君津地域広域廃棄物処理施設について、関係団体と連携して事業を進めます。

(3) し尿処理の適正化

- ・し尿処理施設については、計画的に改修・更新を行うことで、施設の長寿命化とコストの平準化を図ります。
- ・合併処理浄化槽の普及を促進するために啓発活動及び設置費用の補助を行い、河川等の公共用水域の水質保全を図ります。

(4) 廃棄物の不法投棄等の防止

- ・廃棄物の不法投棄と土砂等の埋立てによる土壌汚染・災害発生を防止するため、監視活動を行います。不法投棄等の事案が発生した場合は、関係機関等と連携して対処します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
ごみ減量化推進事業	ごみ最終処分量の減量化を図るため、ごみ減量化の普及啓発を行うとともに、ごみ処理の総合的な見直しの検討を行います。	ごみ減量化の普及啓発 事業者へのごみ減量化指導の徹底 ごみ処理の総合的な見直しの検討	ごみ減量化の普及啓発 事業者へのごみ減量化指導の徹底 ごみ処理の総合的な見直しの準備	ごみ減量化の普及啓発 事業者へのごみ減量化指導の徹底 ごみ処理の総合的な見直しの実施	廃棄物対策課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
ごみ資源化推進事業	資源循環を推進するため、排出時点での分別を啓発するとともに、資源化対象品目の拡大の検討を行います。	生ごみ・剪定枝等の排出抑制 資源回収実施団体への支援 プラスチックリサイクルの調査・検討 資源化対象品目拡大の調査・検討・実施 子ども服リユースの実施、雑がみ回収ボックスの設置	生ごみ・剪定枝等の排出抑制 資源回収実施団体への支援 プラスチックリサイクルの調査・検討 資源化対象品目拡大の調査・検討・実施 子ども服リユースの実施、雑がみ回収ボックスの設置	生ごみ・剪定枝等の排出抑制 資源回収実施団体への支援 プラスチックリサイクルの実施 資源化対象品目拡大の調査・検討・実施 子ども服リユースの実施、雑がみ回収ボックスの設置	廃棄物対策課
ごみ処理施設等長寿命化事業	老朽化により維持管理費用が増大している各施設の長寿命化工事を計画的に実施することにより、ランニングコストの平準化と長寿命化を図ります。	各施設の長寿命化工事の実施	各施設の長寿命化工事の実施	各施設の長寿命化工事の実施	廃棄物対策課
次期広域廃棄物処理事業	君津地域4市(袖ヶ浦市・木更津市・君津市・富津市)の一般廃棄物は、株式会社さくクリーンシステムで中間処理を行っていますが、令和8年度末に事業終了となるため、9年度からの次期広域廃棄物処理施設の整備を進めます。次期広域廃棄物処理事業は、安房地域2市1町(鴨川市・南房総市・鋸南町)も参加した6市1町で共同して事業を進め、事業方式はPFI法のBOO方式で実施します。	土木建築工事完了 プラント工事完了 試運転竣工	操業開始	施設稼働	廃棄物対策課
合併処理浄化槽設置補助事業	河川等の公共用水域の水質保全を図るため、単独処理浄化槽等の使用者に対して合併処理浄化槽への転換を行うよう啓発に取り組むとともに、合併処理浄化槽設置への補助を行います。	啓発活動 合併処理浄化槽設置の促進	啓発活動 合併処理浄化槽設置の促進	啓発活動 合併処理浄化槽設置の促進	廃棄物対策課
廃棄物・土砂対策事業	廃棄物の不法投棄や土砂等の埋め立て等による土壌汚染・災害発生を防止するための監視活動を行います。不法投棄等の事案が発生した場合は、関係機関等と連携して対処します。	市及び不法投棄監視員等によるパトロール活動 監視カメラ・不法投棄防止看板の設置	市及び不法投棄監視員等によるパトロール活動 監視カメラ・不法投棄防止看板の設置	市及び不法投棄監視員等によるパトロール活動 監視カメラ・不法投棄防止看板の設置	廃棄物対策課

第6章 産 業

第6章 産業

1 農林業

【目指すまちの姿】

○農林業基盤整備等の実施により効率的な農業生産が行われ、農地集積が進むことにより魅力のある農畜産物が生産されています。

【施策の方向性】

(1) 農業経営体制の強化

- ・認定農業者制度の活用、農地中間管理事業を活用した農業事業者の大規模化・法人化、集落営農の取組を支援することで、安定した農業経営を目指します。
- ・スマート農業に取り組む農家の支援や、地域計画の策定、土地改良事業の推進を通じて、農地の担い手への集積と生産性の向上を図ります。
- ・農業の発展と効果的な土地利用を図るために必要な施策を講じることを目的として、農業振興地域整備計画の見直しを行います。

(2) 農地環境対策の推進

- ・地域で行う農地の維持管理や景観形成等の活動に対する支援を行い、農地環境の保全を図ります。
- ・有害鳥獣の駆除や防護柵の設置、ICTの活用等により、農作物被害の軽減に取り組みます。

(3) 高付加価値農業の推進

- ・付加価値の高い農畜産物の生産を支援するとともに、積極的なPRの実施や異業種との連携を検討することで、高付加価値化と販路拡大を図ります。

(4) 農業と触れ合う機会の拡大

- ・市民が農業に親しみ、市外から人を呼び込めるよう、栽培体験や収穫体験などの機会の充実を図ります。また、農畜産物直売所では、地元産の食材を積極的に活用する地産地消の取組を進めます。

(5) 森林環境譲与税を活用した森林整備

- ・森林所有者に対する意向調査の結果を参考に、森林整備事業の実施を検討します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
担い手育成・支援対策事業	農業関係機関や集落等と調整し、農地中間管理事業の活用による農地集積の促進や「地域計画」の策定を推進し、地域・集落単位による経営体や認定農業者などの担い手の確保及び育成を図るとともに、農業者の意向なども確認しながら、スマート農業に関する情報提供などの支援を行います。また、本市農業の発展と効果的な土地利用を図るために必要な施策を講じることを目的として、基礎調査を行ったうえで、現況の本市における上位計画その他の計画、地域における各種協定等と整合性を図り、本市農業振興地域整備計画を改定します。	認定農業者の認定・更新地域計画策定推進 農地中間管理事業など農地利用集積の推進 耕作放棄地対策 農業振興地域整備計画改定	認定農業者の認定・更新地域計画策定推進 農地中間管理事業など農地利用集積の推進 耕作放棄地対策 農業振興地域整備計画改定	認定農業者の認定・更新地域計画策定推進 農地中間管理事業など農地利用集積の推進 耕作放棄地対策	農林振興課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
農業後継者育成対策事業	新規就農者が早期に安定した経営及び長期営農が行えるよう、県やJAなど農業関係機関と連携し、栽培技術の習得、農地の確保、機械・施設導入の経費等について支援します。	新規就農者育成事業補助の実施 新規就農者育成総合対策事業等の支援制度のPRと活用 農業関係機関との情報共有や就農相談	新規就農者育成事業補助の実施 新規就農者育成総合対策事業等の支援制度のPRと活用 農業関係機関との情報共有や就農相談	新規就農者育成事業補助の実施 新規就農者育成総合対策事業等の支援制度のPRと活用 農業関係機関との情報共有や就農相談	農林振興課
県営経営体育成基盤整備事業(大鳥居地区)	農業経営の合理化を図るため、ほ場の区画形質の改善や乾田化、農道整備、用排水整備等、生産性の高いほ場整備を行うとともに、担い手の育成や農地の集積を促進します。	県営工事負担金(実施設計)	県営工事負担金(区画整理工・道路工・水路工(機場工)・排水路工)	県営工事負担金(区画整理工・道路工・水路工・排水路工・暗渠排水工)	農林振興課
県営経営体育成基盤整備事業(武田川下流地区)	農業経営の合理化を図るため、ほ場の区画形質の改善や乾田化、農道整備、用排水整備等、生産性の高いほ場整備、頭首工の改修を行うとともに、担い手の育成や農地の集積を促進します。	県営工事負担金(小花頭首工工事実設計)	県営工事負担金(小花頭首工工事)	県営工事負担金(小花頭首工工事)	農林振興課
土地改良推進事業	農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の長寿命化やパイプライン化等の整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、高収益作物の導入、水利用の効率化・水管理の省力化等の推進を支援します。	野里大和田地区(非農用地区域設定、説明会等)	野里大和田地区(採択申請ヒアリング、採択申請書提出、県計画審査会、説明会等)	野里大和田地区(事業採択、事業着手)	農林振興課
有害鳥獣駆除事業	国県の補助事業を活用し、農地への侵入防止柵を設置し、農作物被害の防止及び抑制を図るほか、イノシシ・アライグマ等の有害鳥獣駆除のため、地域ぐるみの有害鳥獣対策を行う組織の立上げ及び活動が継続できるように支援を行い、防除・駆除の両面から事業を実施します。また、生活被害・農業被害問わず鳥獣被害の組織横断的な体制強化を検討します。	有害鳥獣の駆除実施 鳥獣被害対策実施隊による捕獲檻の点検・管理等の実施 防護柵設置に関する補助の実施 有害鳥獣に関する講習会の実施 ICT機器の活用の研究	有害鳥獣の駆除実施 鳥獣被害対策実施隊による捕獲檻の点検・管理等の実施 防護柵設置に関する補助の実施 有害鳥獣に関する講習会の実施 ICT機器の活用の研究	有害鳥獣の駆除実施 鳥獣被害対策実施隊による捕獲檻の点検・管理等の実施 防護柵設置に関する補助の実施 有害鳥獣に関する講習会の実施 ICT機器の活用の研究	農林振興課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
多面的機能 支払交付金 事業	農業・農村の有する多面的機能(国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成等)の維持・発揮を図るため、地域で行う水路の草刈りや泥上げ、農道の維持補修、花の植栽による景観形成等に支援を行い、自然環境の保全及び良好な景観の形成等の地域資源の適切な保全管理を推進します。	多面的機能支払交付金活動の実施 活動支援金の交付	多面的機能支払交付金活動の実施 活動支援金の交付	多面的機能支払交付金活動の実施 活動支援金の交付	農林振興課
農畜産物の 魅力向上事 業	農畜産物の高品質化と消費者の安全・安心へのニーズに対応できるような環境にやさしい農産物の普及拡大を推進します。また、商業者等と連携しながら、市内産の農畜産物の魅力を発信することで販路の拡大を図ります。	イベント等におけるPR活動 関係機関と連携した生産者への技術研修・試験栽培等を実施	イベント等におけるPR活動 関係機関と連携した生産者への技術研修・試験栽培等を実施	イベント等におけるPR活動 関係機関と連携した生産者への技術研修・試験栽培等を実施	農林振興課
観光・直売 型農業推進 費	生産者と消費者の交流を促進するとともに、農畜産物直売所「ゆりの里」を拠点とした食育活動と地産地消を推進します。また、市民が農業に親しみ市外から人が呼び込めるよう、収穫体験などの機会の充実を図ります。	収穫体験機会の拡大 地元農産物の販売拡大 観光施設と集客拡大の連携	収穫体験機会の拡大 地元農産物の販売拡大 観光施設と集客拡大の連携	収穫体験機会の拡大 地元農産物の販売拡大 観光施設と集客拡大の連携	農林振興課
田園空間施 設維持管理 事業	農村・農業の貴重な歴史・文化・伝統技術や農村景観などの農村資源を保全・復元するとともに、農業体験を通じて食育について学ぶ場を提供する農村公園等田園空間施設の維持管理を行います。	田んぼの学校(公募家族・小学生) 収穫体験(幼稚園・保育園・保育所) ほか各種イベントの実施	田んぼの学校(公募家族・小学生) 収穫体験(幼稚園・保育園・保育所) ほか各種イベントの実施	田んぼの学校(公募家族・小学生) 収穫体験(幼稚園・保育園・保育所) ほか各種イベントの実施	農林振興課
森林経営管 理事業	経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、意欲と能力のある林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進します。	森林経営管理 実施 森林整備実行 計画策定	森林経営管理 実施	森林経営管理 実施	農林振興課

2 商工業

【目指すまちの姿】

- 市内商業者がいきいきと働くことにより、魅力とにぎわいが創出されるとともに、エネルギー産業や製造業など様々な企業が地域とともに持続可能な社会に向けて歩んでいるまちとなっています。
- 市内の企業や事業所において必要な人材が確保され、また、意欲を持つすべての人がいきいきと働くことができる就業機会と就労環境が整っています。

【施策の方向性】

(1) 活力ある商業の推進

- ・商店街の環境整備やイベント開催を支援し、個店と商店街の魅力向上を図り、にぎわいと交流の創出に取り組みます。

(2) 力強い工業の推進

- ・事業所の新規立地や大規模設備投資を促進するとともに、カーボンニュートラルの実現に向けた取組や成長分野への投資促進に加え、工場用地の有効活用を促進します。
- ・立地企業の競争力強化のため、県及び近隣市と連携しながら、規制緩和等について要望活動を行います。

(3) 中小企業の支援

- ・中小企業の経営基盤の安定化を図るため、融資や利子補給制度による資金面での支援を行うとともに、企業説明会等を通じて人材確保を支援します。
- ・商工会と連携し経営に関する相談体制を充実させ、事業承継、事業継続、DX及び創業についての支援を行います。

(4) 雇用の促進と人材確保

- ・市内事業者の雇用機会と人材を確保するため、企業説明会等を開催するとともに、若者の定住促進も視野に入れたマッチング支援を行います。
- ・外国人労働力の活用を検討する事業者に対し、外国人雇用に関するノウハウ等の情報提供を行います。

(5) 就業機会の拡大

- ・ハローワーク、ジョブカフェ等の関係機関と連携し、年齢・性別に関わらず、希望する形で就労を実現できるよう支援します。

(6) 就労環境の充実

- ・関係機関と連携し、労働時間の短縮や育児休暇取得の促進など、市内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの実現や労働環境の改善、働き方の多様化に向けた啓発活動を推進します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
商店街魅力向上事業	商店街の環境整備やイベント等の活動を支援することにより魅力向上を図るとともに、持続可能な商店会づくりを進めます。	商店街共同施設整備補助金の交付 商工会活動の支援 商工会が行う市民交流イベントへの支援 SNS等を活用したイベントの周知	商店街共同施設整備補助金の交付 商工会活動の支援 商工会が行う市民交流イベントへの支援 SNS等を活用したイベントの周知	商店街共同施設整備補助金の交付 商工会活動の支援 商工会が行う市民交流イベントへの支援 SNS等を活用したイベントの周知	商工観光課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
企業等振興支援事業	<p>企業経営の安定化と事業の高度化、また、産業の振興を図るとともに、市内企業や関係団体を通じた意見交換により、ニーズや課題を把握するなど、市内企業とのネットワークの強化に努めます。</p> <p>また、企業の新規立地及びカーボンニュートラルへの対応を含めた設備投資の促進を図るとともに、地元雇用の促進を図ります。</p>	<p>県・近隣自治体と連携した側面的支援企業振興条例・椎の森工業団地企業立地促進条例に基づく奨励制度の運用 企業訪問・面談 工場連絡会の運営支援 カーボンニュートラルへの取組の支援 工場敷地外縁地制度の運用</p>	<p>県・近隣自治体と連携した側面的支援企業振興条例・椎の森工業団地企業立地促進条例に基づく奨励制度の運用 企業訪問・面談 工場連絡会の運営支援 カーボンニュートラルへの取組の支援 工場敷地外縁地制度の運用</p>	<p>県・近隣自治体と連携した側面的支援企業振興条例・椎の森工業団地企業立地促進条例に基づく奨励制度の運用 企業訪問・面談 工場連絡会の運営支援 カーボンニュートラルへの取組の支援 工場敷地外縁地制度の運用</p>	商工観光課
中小企業等支援事業	<p>市内中小企業の経営基盤の安定・確立を図るとともに、創業者の経営の安定化を図ります。また、経営相談等に対応する相談体制を充実し、中小企業・小規模事業者のニーズに対応した、きめ細かなサポートを行います。</p>	<p>融資・利子補給制度の運用 市・商工会による企業訪問・面談 事業継承・事業継続及びDXに関するセミナーの開催 創業者に対する新たな取組の検討</p>	<p>融資・利子補給制度の運用 市・商工会による企業訪問・面談 事業継承・事業継続及びDXに関するセミナーの開催 創業者に対する新たな取組の実施</p>	<p>融資・利子補給制度の運用 市・商工会による企業訪問・面談 事業継承・事業継続及びDXに関するセミナーの開催 創業者に対する新たな取組の実施</p>	商工観光課
雇用促進事業	<p>市内企業の雇用機会を確保するため、合同就職説明会等を開催し、市内企業と就職希望者とのマッチングを図ります。</p> <p>また、人手不足への対策として、若い世代の人材確保に対する助成を行うとともに、外国人の雇用に関するノウハウ等の情報提供を行います。</p>	<p>高校生対象の合同会社説明会等の開催 一般向け合同会社説明会の開催 外国人の雇用に関する情報提供 若い世代の人材確保に向けた助成制度の周知</p>	<p>高校生対象の合同会社説明会等の開催 一般向け合同会社説明会の開催 外国人の雇用に関する情報提供 若い世代の人材確保に向けた助成</p>	<p>高校生対象の合同会社説明会等の開催 一般向け合同会社説明会の開催 外国人の雇用に関する情報提供 若い世代の人材確保に向けた助成</p>	商工観光課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
就労支援事業	ハローワーク、ジョブカフェちば、千葉県ジョブサポートセンター等と連携して、求職者の就職に向けたセミナーを開催し、多様な世代の方が希望する形で就労できるよう支援を行います。	関係機関と連携した若者向け・女性向け・中高年向け就労支援セミナーの開催 ニート・引きこもり等の職業的自立相談支援機関の周知 ハローワーク求人情報の提供	関係機関と連携した若者向け・女性向け・中高年向け就労支援セミナーの開催 ニート・引きこもり等の職業的自立相談支援機関の周知 ハローワーク求人情報の提供	関係機関と連携した若者向け・女性向け・中高年向け就労支援セミナーの開催 ニート・引きこもり等の職業的自立相談支援機関の周知 ハローワーク求人情報の提供	商工観光課

3 観光

【目指すまちの姿】

○地域資源の活用により、自然と都市機能が調和した観光地としての魅力が向上し、多くの人が集まりにぎわいが創出されています。

【施策の方向性】

(1) 観光振興に向けた体制づくり

・地域経済の活性化と地域文化の維持発展に寄与することを目的に事業展開を行う（一社）袖ヶ浦市観光協会の活動を支援します。

(2) 観光地としての魅力づくり

・近隣市との連携を通じて、広域的な回遊性を高める取組を推進します。
 ・新たな地域資源の発掘や、地域資源を活用した観光メニューの開発支援等を行います。

(3) 観光情報の発信・充実

・さまざまな媒体を活用し、戦略的かつ効果的に本市の魅力を国内外へ発信します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
袖ヶ浦市観光協会活動支援事業	地域経済の活性化と地域文化の維持発展に寄与することを目的に事業を展開する(一社)袖ヶ浦市観光協会の運営を支援することにより、袖ヶ浦市及び周辺地域の地域資源を活用し、自然と都市機能が調和した観光地としての魅力を高め、観光事業の健全な振興を図ります。	観光協会への補助金交付 観光協会運営の支援 観光協会事業活動の周知 広域的な地域回遊性を高める取組の検討・支援 季節に応じたイベント開催の支援 農業・工業・地域団体との協働事業の検討	観光協会への補助金交付 観光協会運営の支援 観光協会事業活動の周知 広域的な地域回遊性を高める取組の支援 季節に応じたイベント開催の支援 農業・工業・地域団体との協働事業の実施	観光協会への補助金交付 観光協会運営の支援 観光協会事業活動の周知 広域的な地域回遊性を高める取組の支援 季節に応じたイベント開催の支援 農業・工業・地域団体との協働事業の実施	商工観光課

第7章 市民活動

第7章 市民活動

1 地域コミュニティ

【目指すまちの姿】

○市民が地域のまちづくりに関心を持ち、主体的に地域コミュニティ活動に参加することで市民がつながり、また地域の多様な団体が互いに連携しながら、地域活動が活発に行われています。

【施策の方向性】

(1) 市民の地域コミュニティへの参加促進

- ・地域コミュニティの重要性について意識啓発を行うとともに、市民が地域コミュニティに自主的かつ主体的に参加しやすい環境づくりを進めます。

(2) 地域コミュニティの活動と連携の促進

- ・地域の多様な団体による活動が活発に行われるよう支援するとともに、各団体それぞれの強みを活かしながら連携し、地域の活性化や課題解決に取り組めるように支援します。

(3) 地域コミュニティとの協働推進

- ・地域コミュニティと市が互いの特性や立場を尊重し、適切な役割分担の下で連携協力することで、地域のまちづくりを進めます。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
自治会支援事業	自治連絡協議会や各地区自治連絡会等の自主活動を支援することで、地域のまちづくりを推進します。また、地域コミュニティの重要性についての意識啓発を行うとともに、市民が自主的かつ主体的に地域活動へ参加しやすい環境づくりを進めます。	自治会運営への支援 自治会への加入促進 自治会未結成地区への働きかけ・結成支援 自治会運営支援アプリ等の導入検討	自治会運営への支援 自治会への加入促進 自治会未結成地区への働きかけ・結成支援 自治会運営支援アプリ等の導入支援	自治会運営への支援 自治会への加入促進 自治会未結成地区への働きかけ・結成支援 自治会運営支援アプリ等の導入支援	地域コミュニティ課
地域の賑わいづくり事業【新規】	地域コミュニティの希薄化を解消するため、地域の特性に合わせた賑わいを創出し、その企画に地域住民や地域団体、市民活動団体が関わることで、地域課題の解決に向けた意識向上や地域住民の交流促進と連帯感を醸成します。また、イベント等を行うことにより、他の地域や市外在住者にその地域の良さを周知しイメージアップを図るとともに、地域資源の活用と新たな価値の創造を行います。	交流センターイベント(まちづくり協議会等との主催・共催イベント含む)の検討・開催 中高生の居場所づくりの調整・検討(平岡交流センター) そでのわ登録団体による交流イベント等の企画	交流センターイベント(まちづくり協議会等との主催・共催イベント含む)の検討・開催 中高生の居場所づくり運営、活用(平岡交流センター) そでのわ登録団体による交流イベント等の開催(隔年開催)	交流センターイベント(まちづくり協議会等との主催・共催イベント含む)の開催 中高生の居場所づくり運営、活用(平岡交流センター) そでのわ登録団体による交流イベント等の企画	地域コミュニティ課 各交流センター 環境経済部

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
まちづくり活動促進事業	地域コミュニティ活動の担い手不足を解消して地域の活性化を図るため、人材の発掘と担い手の確保に取り組み、まちづくりに関わるきっかけを提供するとともに、市民や各団体の連携を深めて地域コミュニティの活性化と持続的な発展を促し、多くの市民がまちづくりに主体的に参加する機運を醸成します。	まちづくり講座の開催 まちづくり交流会の開催	まちづくり講座の開催 まちづくり交流会の開催	まちづくり講座の開催 まちづくり交流会の開催	地域コミュニティ課
市民活動サポート事業	市民参加によるまちづくりの意識の醸成を図るとともに、多様化する市民ニーズに柔軟に対応するため、市民活動団体等と行政が協働して地域課題の解決に取り組み、地域コミュニティの活性化と協働によるまちづくりを推進します。	協働事業提案制度の実施 そでのわの運営 活動事例の情報提供 各種助成制度の情報提供	協働事業提案制度の実施 そでのわの運営 活動事例の情報提供 各種助成制度の情報提供	協働事業提案制度の実施 そでのわの運営 活動事例の情報提供 各種助成制度の情報提供	地域コミュニティ課
地域づくり連携推進事業【新規】	県内大学等と包括連携協定を締結し、地域課題の解決や地域活性化に資する取組を連携して行います。	包括連携協定の検討 取組事業の実証	包括連携協定の調整 取組事業の実証	包括連携協定の締結 取組事業の実施	政策秘書課

2 人権・多様性・多文化共生

【目指すまちの姿】

- 市民一人ひとりがともに認め合い、互いの人権を尊重しながら共生できる社会、個性の尊重と自分らしい生き方を選択できる社会に向けた意識づくりが進んでいます。
- 性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向、価値観などの多様性への理解が深まり、国籍や民族など異なる文化を持った人々が互いの文化的違いを認め合うようになっています。

【施策の方向性】

(1) 人権擁護の推進

- ・人権擁護委員等と連携しながら、人権に関する正しい知識や様々な人権問題について考える機会を提供し、人権意識の高揚を図り、人権に関する問題を解決するための相談体制の充実を図ります。
- ・関係機関等と連携し、DV事案の発生に対する確に対応します。
- ・犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図るための支援を行います。

(2) 男女共同参画・ジェンダー平等の推進

- ・男女共同参画推進員等と連携しながらセミナーや広報活動を通して意識啓発を推進し、性別に関わらず一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、家庭、地域、職場、学校等における支え合いや、その個性、能力を発揮できる環境整備に取り組みます。
- ・LGBTQ+（性的少数者）に関する理解促進のための啓発などを行い、個性の尊重と自分らしい生活を送ることができるように取り組みます。

(3) 多文化共生・国際交流の推進

- ・多言語での情報提供や日本語学習支援等を行い、外国人住民が安心して暮らせるよう取り組みます。
- ・国際交流協会や市民団体等と連携し、地域コミュニティへの参加や異文化交流の機会を広げ、多文化共生と相互理解を促進します。
- ・市民が外国の文化や習慣に触れる機会を提供し、国際交流に関する意識の醸成と交流活動の活性化を図ります。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
人権擁護事業	市民みんなが人権を尊重し合い、お互いの人権を尊重しながら共生できる社会に向けて、人権擁護委員と連携して子どもから大人までを対象とした人権に関する意識啓発を行います。 また、人権に関する諸問題の解決を図るための相談体制を整えます。	人権相談の実施 小中学校での人権教室等の実施 成人向け講話の実施 袖ヶ浦市人権擁護委員協議会への補助金交付 犯罪被害者等の支援	人権相談の実施 小中学校での人権教室等の実施 成人向け講話の実施 袖ヶ浦市人権擁護委員協議会への補助金交付 犯罪被害者等の支援	人権相談の実施 小中学校での人権教室等の実施 成人向け講話の実施 袖ヶ浦市人権擁護委員協議会への補助金交付 犯罪被害者等の支援	地域コミュニティ課

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
男女共同参画推進事業	男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画推進員と連携して意識啓発を進めるとともに、男女が対等な立場で参画し、その個性や能力を発揮して活躍できるよう、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けて取り組みます。	男女共同参画セミナーの実施 出前講座の開催 情報誌の発行 パートナーシップ・ファミリーシップ制度の運用	男女共同参画セミナーの実施 出前講座の開催 情報誌の発行 パートナーシップ・ファミリーシップ制度の運用	男女共同参画セミナーの実施 出前講座の開催 情報誌の発行 パートナーシップ・ファミリーシップ制度の運用	地域コミュニティ課
国際交流推進事業	国籍や民族に関係なく、すべての人が安心して暮らせる多文化共生のまちづくりを推進するため、袖ヶ浦市国際交流協会の運営や国際交流活動の支援を行い、市民の国際交流に対する意識を醸成します。また、外国人住民にとって暮らしやすい環境を整えるため、関係団体と連携し、外国人の地域交流の場への参加を促進するとともに、市内の学校に通う外国人の児童生徒等に対して日本語教育に取り組みます。	国際交流活動（イベント等）の支援 国際交流協会の運営支援 市民団体等への活動支援 生活支援情報の提供・窓口案内の支援 やさしい日本語化の推進 日本語教室の開催支援 外国人の児童生徒への日本語教育	国際交流活動（イベント等）の支援 国際交流協会の運営支援 市民団体等への活動支援 生活支援情報の提供・窓口案内の支援 やさしい日本語化の推進 日本語教室の開催支援 外国人の児童生徒への日本語教育	国際交流活動（イベント等）の支援 国際交流協会の運営支援 市民団体等への活動支援 生活支援情報の提供・窓口案内の支援 やさしい日本語化の推進 日本語教室の開催支援 外国人の児童生徒への日本語教育	地域コミュニティ課

第 8 章 行財政

第8章 行財政

1 情報共有・発信

【目指すまちの姿】

○広報・広聴活動の充実により市民と行政との間で情報が共有され、シティプロモーションの推進により本市に興味・関心を持つ人が増えています。

【施策の方向性】

(1) 市政情報発信の充実

- ・ 広報紙やホームページ等による情報発信について、市民が興味、関心を持つ工夫を行うとともに、SNSなどを活用した情報発信を積極的に実施します。
- ・ 防災・防犯など、市民の生活の安全に関する情報を、迅速かつ的確に市民に提供します。

(2) 広聴活動の推進

- ・ 多様化する市民ニーズを市政に反映させるため、様々な方法により広く市民の声を聴取する広聴活動を推進するとともに、市民の市政への参加機会を提供します。

(3) シティプロモーションの展開

- ・ ホームページや各種メディアを活用した情報発信、協働によるPR活動の充実を図り、アウトプロモーションと、インナープロモーションの両方の視点からシティプロモーションを積極的に推進します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
広報紙・ホームページ等による市政情報の発信	広報紙「広報そでがうら」の発行、市公式ホームページ、SNSなどを活用し、市政情報の発信を行います。	広報そでがうらの発行・周知 ホームページの管理・更新 生活安全メールの配信 SNS等を活用した情報発信	広報そでがうらの発行・周知 ホームページの管理・更新 生活安全メールの配信 SNS等を活用した情報発信	広報そでがうらの発行・周知 ホームページの管理・更新 生活安全メールの配信 SNS等を活用した情報発信	シティプロモーション推進課
広聴事業	市政やまちづくりに関し、市民の意見を広く聴き市政に反映させるため、各種団体や市民グループとの意見交換、申出書等による意見や提言の聴取等を行い、市民参加の市政を一層推進します。	「市長と一緒にティータイム」の周知・開催 市長が出向く意見聴取の実施 「市民の声」の受付・回答	「市長と一緒にティータイム」の周知・開催 市長が出向く意見聴取の実施 「市民の声」の受付・回答	「市長と一緒にティータイム」の周知・開催 市長が出向く意見聴取の実施 「市民の声」の受付・回答	政策秘書課
シティプロモーション推進事業	各種シティプロモーション活動を通じて、袖ヶ浦市の魅力を広く市内外にPRします。	各種媒体を活用したPR メディアリレーションの実施 ガウラファミリーを活用したPR	各種媒体を活用したPR メディアリレーションの実施 ガウラファミリーを活用したPR	各種媒体を活用したPR メディアリレーションの実施 ガウラファミリーを活用したPR	シティプロモーション推進課

2 行政運営

【目指すまちの姿】

○社会経済情勢の変化を的確に捉えながら、市民に信頼される行政運営が、効果的・効率的に行われています。

【施策の方向性】

(1) 効率的な行政運営

・人口減少時代における労働力の確保だけでなく、既存の労働力をより効果的に運用できるよう、デジタル技術を活用した業務の効率化を図り、市民サービスの向上に努めるとともに、業務システムを効果的に運用することにより、行政コストの最適化を図ります。

(2) 人材の確保・育成

・今後の行政運営に必要なスキルを有した人材を幅広い視点で確保するよう取り組みます。

(3) 広域行政の安定化

・安定的な広域的行政を展開するため、広域行政に係る事務の効率化やコストの削減、市民の利便性向上について、県や近隣市等との連携を図りながら推進します。

(4) 情報化社会における情報セキュリティ対策の実施

・情報化社会において、市民が安心して市に情報管理を任せられることができるよう、情報セキュリティ対策を実施し、情報管理を徹底するとともに、職員に対して情報セキュリティを含めた情報リテラシー教育を実施します。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
行政情報化推進事業【実計新規】	現在、本市が展開している全庁LANは、LGWAN、インターネット、マイナンバー系とネットワークを三層に分けて運用しています。国は、この三層分離を見直す方針であり、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定により、三層分離の見直しを図ることとしています。本市においても、情報セキュリティ対策の向上に加えて、三層分離の見直しを通じて事務の効率化と経費削減を目指します。	仮想基盤サーバ更新 マイナンバー系端末の無線化検討	LGWAN系端末からのインターネットサービス利用検討及び高度セキュリティ導入検討	LGWAN系端末更新 三層分離見直し検討	DX推進課
職員の人材育成(職員研修・人事評価)	袖ヶ浦市人材育成方針に掲げる職員像を目指し、各種研修を計画的に推進するとともに、人事評価制度を活用した公務能率の確保と人材育成に努めます。	職員研修の計画策定・実施 人事評価の人材育成への活用 外部機関への職員派遣の検討・実施 人材育成方針の見直し	職員研修の計画策定・実施 人事評価の人材育成への活用 外部機関への職員派遣の検討・実施	職員研修の計画策定・実施 人事評価の人材育成への活用 外部機関への職員派遣の検討・実施	職員課

3 財政運営

【目指すまちの姿】

○限りある財源や公共施設等の行政資源が有効に活用されることにより、持続可能な財政運営が行われています。

【施策の方向性】

(1) 持続可能な財政運営

- ・歳入面では、市税の適正かつ公平な課税・徴収を実施するとともに、財源の確保に取り組むほか、国・県等の補助金制度の有効活用に努めます。
- ・歳出面では、市民ニーズに即した「選択と集中」によって事務事業を実施するために、限られた財源を有効に配分していきます。

(2) 公共施設等の活用・見直し

- ・公共施設等を適切に管理し、将来的な社会情勢の変化や財政状況を踏まえながら、個々の公共施設についてあり方の方針を定め、更新・統廃合・長寿命化等の対策を講じます。

【事務事業の位置づけ】

事業名	事業内容	事業概要			担当課
		8年度	9年度	10年度	
ふるさと納税推進事業	ふるさと納税寄附者に対し、返礼品として地元特産品等を送付することにより、本市の魅力在全国にPRし、地域経済の活性化を図ります。	新たな返礼品の追加	新たな返礼品の追加	新たな返礼品の追加	財政課
ファシリティマネジメント推進事業	公共施設の効率的・効果的な運営、適正配置・適正規模化を図るためファシリティマネジメントを推進します。	公共施設等総合管理計画に基づく公共施設再配置方針の進行管理 公共施設白書の更新 再配置方針後期アクションプランの改定 照明のLED化の推進	公共施設等総合管理計画に基づく公共施設再配置方針の進行管理 公共施設白書の更新 照明のLED化の推進	公共施設等総合管理計画に基づく公共施設再配置方針の進行管理 公共施設白書の更新 照明のLED化の推進	公共施設マネジメント課
教育施設等利活用事業	閉園した旧中川幼稚園の利活用等を図るため、地域住民への説明会を実施し、必要な調査を実施します。また、旧総合教育センターの取り壊しに向けた調整や調査を実施し、方針を決定します。	旧中川幼稚園の利活用方針の決定 旧総合教育センターの解体に向けた調整	旧中川幼稚園利活用方針に基づいた推進 旧総合教育センターの解体に向けた調査	旧中川幼稚園利活用方針に基づいた推進 旧総合教育センターの解体費用の算出及び方針決定	教育総務課

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

千葉県袖ヶ浦市

3 地域再生計画の区域

千葉県袖ヶ浦市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の人口は、京葉臨海コンビナートの形成とこれに伴う宅地造成を背景に、右肩上がりの増加を続け、1995年に57,575人となった。その後も緩やかな増加が続き、直近の2020年に63,883人となっている。2025年以降の国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によれば、本市の人口は2030年に65,996人となった後、減少に転じ、2050年に62,246人となると見込まれている。

年齢3区分別の人口動態をみると、年少人口比率（0～14歳）は、1980年の25.4%から一貫して下落傾向が続き、2020年に13.7%となった。今後も2050年に12.0%まで下落することが見込まれている。生産年齢人口比率（15～64歳）は、1980年の66.2%から1995年に71.0%まで上昇したが、その後減少に転じ、2020年に59.2%となった。今後も2050年に54.3%となることを見込まれている。一方、老年人口比率（65歳以上）は、1980年の8.4%から上昇が続き、2020年に27.1%となった。2050年には33.7%になると見込まれている。

自然動態をみると、出生者数は、2000年代以降概ね400～600人の範囲で横ばいに推移しており、2022年度には536人となっている。その一方で、死亡数は2000年度に389人であったが、緩やかな増加が続き、2022年度に744人となっており、出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減は▲208人（自然減）となっている。

社会動態をみると、2006年以降は転入者が転出者を上回る社会増となっており、

特に 2017 年度から 2022 年度にかけては、袖ヶ浦駅海側地区の土地区画整理事業により 500 人を超える社会増となっている。

全国的な人口減少の中、本市の人口は緩やかな増加傾向にあるが、将来を見据えると人口減少局面を迎えることが予想されている。人口減少と高齢化の進行は、社会構造に影響を与え、医療・介護ニーズの増加、消費市場の縮小、労働力人口の減少、財政運営への影響など、多岐にわたる影響をもたらすと考えられる。

加えて、本市の経済と産業については、京葉工業地域や袖ヶ浦椎の森工業団地に立地する工業と肥沃な大地や温暖な気候に恵まれた農作物の生産、「ゆりまち袖ヶ浦駅前モール」の開業等による商業などにより支えられてきたが、工業においては経済のグローバル化による競争激化や施設の老朽化、農業においては農家の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加、商業・観光においては後継者の確保や効果的なプロモーション戦略の強化などが大きな課題となっている。

また、少子高齢化の進行、価値観やライフスタイルの多様化、地域における人のつながりの変化などを背景に、市民活動の担い手不足や地域社会におけるつながりの希薄化といった課題も生じている。

これらの課題に対応するため、これまでも人口減少対策及び地方創生に関する施策を推進してきたが、今後もこれらの取組を継続し、人口減少の抑制に向けたさらなる施策を講じていく。加えて、本市の産業を担う事業者との連携を強化し、持続的な発展を目指す。また、市民活動の新たな担い手の確保に加え、地域コミュニティの活性化や市民活動の活発化を通じて、地域のつながりを強化し、活力ある地域社会を構築する。

これらに取り組むに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ、目標の達成を図る。

- ・基本目標 1 結婚・出産・子育ての希望がかなうまち袖ヶ浦
- ・基本目標 2 いきいきと働くことができるまち袖ヶ浦
- ・基本目標 3 人を惹きつける活気あるまち袖ヶ浦
- ・基本目標 4 安心して暮らせるまち袖ヶ浦
- ・共通の目標 1 地域がつながり、多様な人材が活躍するまちづくりの推進
- ・共通の目標 2 新しい時代の流れを力にするまちづくりの推進

【数値目標】

5-2の ①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2031年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	合計特殊出生率	1.38	1.67	基本目標 1
	安心して子育てができる と思う人の割合	82.6%	84.0%	
イ	新規就農者数（累計）	5人	18人	基本目標 2
	市内における創業件数	25件	30件	
	市内の職場が働きやすい (働きやすそう)と感じ る市民の割合	55.0%	56.8%	
ウ	年間観光入込客数	182万人	200万人	基本目標 3
	総人口（基本構想の目標 人口(65,000人以上)維持)	65,980人	65,000人以上	
エ	これからも袖ヶ浦市に住 み続けたいと思う市民の 割合	84.3%	90.0%	基本目標 4
オ	地域活動に参加している (したことがある)市民 の割合	51.5%	64.0%	共通の目標 1
カ	I C T化により効率的な 行政サービスが提供され ていると感じている市民 の割合	58.0%	64.0%	共通の目標 2
	デジタル技術を活用した 行政手続きに係る市民の 満足度（5段階評価）	4.34	4.46	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 結婚・出産・子育ての希望がかなうまちをつくる事業

イ いきいきと働くことができるまちをつくる事業

ウ 人を惹きつける活気あるまちをつくる事業

エ 安心して暮らせるまちをつくる事業

オ 地域がつながり、多様な人材が活躍するまちづくりの推進事業

カ 新しい時代の流れを力にするまちづくりの推進事業

② 事業の内容

ア 結婚・出産・子育ての希望がかなうまちをつくる事業

国や県と連携しながら、結婚、出産、子育てに関する希望や理想の実現を支援するとともに、こどもが欲しいと考える市民を後押しすることで、市民の結婚や出産、子育てに関する希望がかなうまちを目指す。

【主な内容】

- ・結婚・妊娠・出産に向けた支援の充実
- ・こどもや子育て世帯への支援の充実（子育て支援アプリ等を活用した情報発信）
- ・幼児教育・保育サービスの充実
- ・安心して産み育てられる子育て環境の整備
- ・生きる力を育む学校教育の推進（情報活用能力を育む情報教育（情報モラル教育含む）の推進）
- ・一人ひとりを大切にする教育の推進
- ・地域や家庭に開かれた学校づくりの推進

- ・教育基盤の向上（教育D Xの推進） 等

イ いきいきと働くことができるまちをつくる事業

本市の基盤産業である工業や農業の持続的発展を図り、市内産業で多くの働く場・機会を確保する。

また、様々な業種・業態の「しごと」によって多くの人を惹きつけることで、市民がいきいきと安定的・長期的に働くことができるまちを目指す。

【主な内容】

- ・力強い工業の推進
- ・農業経営体制の強化（スマート農業の導入を検討する農家の支援）
- ・農地環境対策の推進（I C Tなどの活用による有害鳥獣駆除）
- ・高付加価値農業の推進
- ・農業と触れ合う機会の拡大
- ・中小企業の支援（事業承継、事業継続及びD X支援の推進）
- ・雇用の促進と人材確保
- ・就業機会の拡大 等

ウ 人を惹きつける活気あるまちをつくる事業

豊かな自然や観光資源などを最大限に活かし、地域の活性化と魅力向上を図る。これにより、本市に住むことの魅力を高め、転入促進と転出抑制につなげるとともに、県内外から人を呼び込み、交流人口や関係人口の拡大につなげ、多くの人でにぎわう活気あるまちを目指す。

【主な内容】

- ・スポーツツーリズムの推進
- ・公園・緑地を活用した交流機会の創出
- ・農業と触れ合う機会の拡大
- ・活力ある商業の推進
- ・観光振興に向けた体制づくり
- ・観光地としての魅力づくり
- ・観光情報の発信・充実（各種S N Sなどを活用した効果的な情報発信、デジタル観光ガイドマップの周知）

- ・シティプロモーションの展開（各種メディアを活用した情報発信）
- ・持続可能な財政運営（ふるさと納税の促進、クラウドファンディングの実施） 等

エ 安心して暮らせるまちをつくる事業

必要な機能を一定の地域にコンパクトに集約し、各拠点間の交通ネットワークの充実に努めるとともに、既存の公共施設等の計画的・効果的な活用を図るなど、ストックマネジメントに取り組むことで、質の高い暮らしのための都市づくりを推進する。

また、地域における保健・福祉環境の整備や、防災・防犯、交通安全、環境保全等の取組を進め、安心して暮らせるまちを目指す。

【主な内容】

- ・計画的なまちづくりの推進
- ・都市計画道路及び市道の整備
- ・拠点間及び地域間を移動しやすい公共交通ネットワークの形成（デマンド型乗合送迎サービスの実証運行、自動運転の導入に向けた調査・研究）
- ・地域全体で支える公共交通の構築
- ・公共施設等の活用・見直し
- ・健康づくりへの支援
- ・スポーツ・レクリエーション施設等の環境整備
- ・地域の連携・身近な交流の場づくり
- ・地域で支え合う仕組みづくりの推進
- ・障がいのある人の地域生活支援の推進
- ・防災対策の強化（被災者生活再建支援システムの適切な運用、デジタル技術を活用した防災システムに関する検討・導入）
- ・防犯対策の推進
- ・消防・救急体制の充実（「マイナ保険証」を活用した救急業務の検討）
- ・地球温暖化対策の推進
- ・ごみの減量化・再資源化の推進 等

オ 地域がつながり、多様な人材が活躍するまちづくりの推進事業

地域内のコミュニティを活性化させるため、地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として積極的に地域活動に参加し、地域の実情に応じた、地域で支え合う体制づくりを推進する。

また、年齢・性別・障がいの有無や国籍等に関わらず様々な人々が交流し、誰もが役割を持ち、多様な人材が活躍できる地域づくりを推進する。

【主な内容】

- ・市民の地域コミュニティへの参加促進（自治会D Xの推進）
- ・地域コミュニティの活動と連携の促進
- ・地域コミュニティとの協働推進
- ・地域で支え合う仕組みづくりの推進
- ・障がいのある人の地域生活支援の推進
- ・生涯学習の充実
- ・社会教育の充実
- ・就業機会の拡大 等

カ 新しい時代の流れを力にするまちづくりの推進事業

自治体業務が複雑化・多様化する中、急速に進化しているデジタル技術を活用することがますます重要となっている。本市では、業務の効率化やD X推進に取り組んでおり、今後もデジタルの力を活用したまちづくりを進める。

【主な内容】

- ・効率的な行政運営（業務システムの見直し・調達、デジタル技術の活用による業務の効率化、自治体フロントヤード改革（窓口業務等の改善）の促進）
- ・情報化社会における情報セキュリティ対策の実施（情報セキュリティ対策の維持・改善）
- ・生きる力を育む学校教育の推進（情報活用能力を育む情報教育（情報モラル教育含む）の推進）
- ・教育基盤の向上（教育D Xの推進）

- ・人材の確保・育成（デジタル人材育成のための職員研修の実施）
- ・情報化社会における情報セキュリティ対策の実施（情報セキュリティ対策の維持・改善） 等

※なお、詳細は第3期袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

10,200,000千円（2026年度～2031年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年3月末時点のKPI達成状況等を内容とする事業評価シートを作成し、事業評価シート等に基づき庁内での検証を行った後、毎年度8月頃に開催される、産官学金労言士等の有識者や市民公募委員で構成する「袖ヶ浦市総合計画審議会」において、事業の効果を検証し、検証後速やかに本市ホームページで公表する。

⑥ 事業実施期間

2026年4月1日から2032年3月31日まで

6 計画期間

2026年4月1日から2032年3月31日まで

企業版ふるさと納税とは

議題3
参考資料

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
 - ※ 地方公共団体のホームページ・広報誌等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た地方公共団体との契約などは問題ありません。(Q&A等参照)
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要
 - ※ 以下の地方公共団体は対象外。
 - ① 不交付団体である東京都
 - ② 不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村
 - ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

- ① 法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ② 法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③ 法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

出典：内閣府地方創生推進事務局 企業版ふるさと納税ポータルサイト 制度概要資料

地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域が行う自主的かつ自立的な取組を国が支援する「地域再生制度」の支援措置メニューの1つが

『企業版ふるさと納税』

地域再生制度による支援措置メニューを活用するためには、**地域再生計画を作成**し、内閣総理大臣の認定を受ける必要がある。

1

地方版総合戦略の改定に伴う地域再生計画の改定

議題3
参考資料

活用の流れ

- ① 地方公共団体が地方版総合戦略を策定
 - 〇〇市 総合戦略
 - ・〇〇事業
 - ・△△事業
 - ・◇◇事業
- ② ①の地方版総合戦略を基に、地方公共団体が地域再生計画を作成
- ③ 計画の認定 (内閣府)
- ④ 寄附 (企業)
- ⑤ 税額控除 (国(法人税)、企業が所在する自治体(法人住民税・法人事業税))

出典：内閣府地方創生推進事務局 企業版ふるさと納税ポータルサイト 制度概要資料

令和7年度末で総合計画前期基本計画の期間が終了し、令和8年度から後期基本計画が開始するが、あわせて「地方版総合戦略（袖ヶ浦市 まち・ひと・しごと創生総合戦略）」についても改定が行われる。

企業版ふるさと納税の地域再生計画は、地方版総合戦略に基づいて策定しているため、**地域再生計画についても改定が必要**。

2